



筑紫野市

高齡者福祉計画

第9期 介護保険事業計画

高齡者がいきいきと活躍でき  
住み慣れた地域で安心して暮らせる  
支え合いのまちづくり



令和6年3月



## はじめに

わが国では令和7年に団塊の世代がすべて後期高齢者となるなど、高齢化が急速に進行しています。2023年10月1日時点における本市の高齢化率は26.4%となっており、推計では2040年に33.8%に達し人口の3人に1人が高齢者となる見込みです。

このような状況において、誰もが住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けるためには、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

本計画では、基本理念を「高齢者がいきいきと活躍でき 住み慣れた地域で安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」とし、6つの基本目標と14の基本施策を掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進と、地域で支え合い、いきいきと活躍できるまちづくりの実現を図ります。計画の趣旨、理念をご理解のうえ、本計画の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に議論いただきました介護保険運営協議会の委員の皆様、並びにアンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

筑紫野市長 平井 一三



# 目 次

第 1 章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の概要 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
(1) 高齢者福祉計画.....	2
(2) 介護保険事業計画.....	2
(3) 他計画との関連.....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制と市民参画 .....	3
(1) 筑紫野市介護保険運営協議会による審議 .....	3
(2) 高齢者に対する調査の実施.....	3
(3) 介護事業者に対する調査の実施.....	4
(4) パブリックコメントの実施.....	4
5 地域包括支援センターの変更について .....	4
第 2 章 筑紫野市における高齢者の現状と課題.....	5
1 統計からみる筑紫野市の現状と将来像 .....	5
(1) 本市における高齢化率及び人口の推計.....	5
(2) 日常生活圏域別、コミュニティ別高齢化の状況.....	6
(3) 世帯の状況.....	10
(4) 要介護（要支援）認定者数の状況.....	11
2 市民アンケート調査からみる筑紫野市の現状.....	12
(1) リスク分析.....	12
(2) 地域活動の状況.....	14
(3) 在宅介護の状況.....	16
3 介護事業所アンケートの分析 .....	20
(1) 在宅生活改善調査.....	20
(2) 居所変更実態調査.....	21
(3) 介護人材実態調査.....	22
4 介護保険事業の現状 .....	24
(1) 認定者数・サービス利用者の推移.....	24
(2) 介護サービス種類別の給付費の推移.....	25
(3) 保険料の推移.....	26
(4) サービス基盤の整備状況等.....	26
5 第 8 期計画のふりかえり（点検評価） .....	27



第3章 計画の基本理念と目標	34
1 基本理念と将来像	34
(1) 基本理念	34
(2) 将来像	34
(3) 成果指標	34
(4) 基本理念と将来像の背景	35
(5) 筑紫野市版地域包括ケアシステムの推進	35
2 基本目標と基本施策の体系	36
第4章 基本目標ごとの取組	37
1 基本目標における基本施策、成果指標	37
基本目標 1 生きがいつくりと介護予防の推進	37
基本施策 1 高齢者の社会参加の推進	37
基本施策 2 高齢者の介護予防の充実	37
基本目標 2 日常生活・見守りの支援	38
基本施策 1 地域支え合い活動・見守りの推進	38
基本施策 2 在宅生活支援の充実	38
基本施策 3 災害及び感染症への取り組み	39
基本目標 3 認知症施策の推進	40
基本施策 1 認知症との共生に向けたまちづくり	40
基本施策 2 認知症予防の推進	40
基本目標 4 在宅医療・介護連携の推進	41
基本施策 1 在宅医療・介護連携推進体制の充実	41
基本施策 2 地域への普及啓発の推進	41
基本目標 5 高齢者の人権擁護	42
基本施策 1 高齢者虐待等への対応	42
基本施策 2 成年後見制度等の利用促進	42
基本施策 3 高齢者の住まいの確保	42
基本目標 6 介護保険の適切なサービス利用	43
基本施策 1 介護サービス提供体制の整備	43
基本施策 2 介護給付適正化の取り組み	45
2 第9期計画期間中に実施する事業	46
基本目標 1 生きがいつくりと介護予防の推進	46
基本目標 2 日常生活・見守りの支援	47
基本目標 3 認知症施策の推進	48
基本目標 4 在宅医療・介護連携の推進	48
基本目標 5 高齢者の人権擁護	49
基本目標 6 介護保険の適切なサービス利用	49

第5章 介護サービスの量の見込みと介護保険料.....	50
1 算出の流れと被保険者数・認定者数 .....	50
(1) 介護保険事業量・給付費の推計手順.....	50
(2) 被保険者数と要介護（支援）認定者数.....	51
2 介護保険サービス等の見込量・必要数 .....	53
(1) 居宅サービスの見込量・必要数.....	53
(2) 施設サービスの見込量・必要数.....	56
(3) 地域密着型サービスの見込量・必要数.....	57
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の見込量・必要数.....	59
(5) 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況.....	59
3 給付費の見込量 .....	60
(1) 介護サービス給付費の見込量.....	60
(2) 地域支援事業費の見込量.....	61
4 第1号被保険者保険料 .....	62
(1) 第9期（令和6年度から令和8年度）介護保険料.....	62
(2) 第9期の保険料段階.....	64
第6章 介護給付適正化計画.....	65
(1) 計画の趣旨と目的.....	65
(2) 筑紫野市の現状及び成果（令和3年度～令和5年度）.....	66
(3) 今後の取り組みと目標（令和6年度～令和8年度）.....	71
第7章 計画の進行管理・点検評価.....	79
1 計画の進行管理 .....	79
2 計画の達成状況の点検評価等 .....	79
(1) 公表と普及啓発.....	79
(2) 実施状況の確認・評価.....	79
第8章 資料編 .....	80
1 サービス別給付費の見込み .....	80
2 令和6年度介護報酬改定の概要 .....	85
3 筑紫野市介護保険運営協議会 .....	87

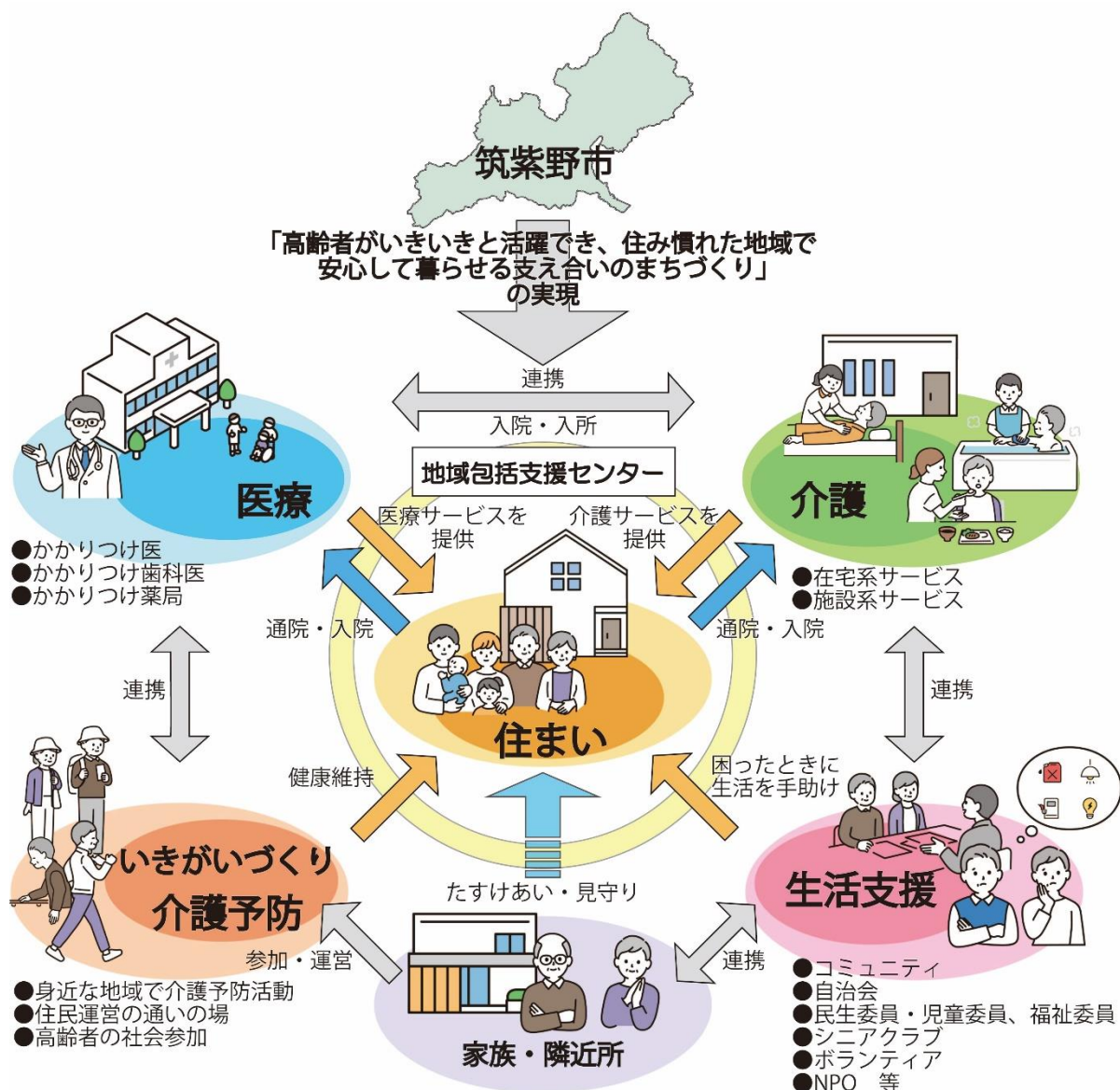
# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の概要

本市の高齢者人口（65歳以上の人口）は今後も増加をし続け、少子化とも相まって高齢化率は一貫して増加する見込みであり、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年には27.6%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には33.8%に達するものと推計しています。また、2040年には後期高齢者が高齢者人口のおよそ6割を占め、高齢世代がさらに高齢化することが予測されています。

こうした将来を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護及び介護予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが必要です。

「筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という）は、本計画期間中にあたる2025年、さらにはその先の2040年を見据え、介護保険サービスと地域支援事業の必要見込み量を定めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進のための具体的な取組事項を定めることが目的です。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく、高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画であり、目的、対象及び内容において介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

すべての高齢者が生き生きと活躍でき、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築する目的で策定します。

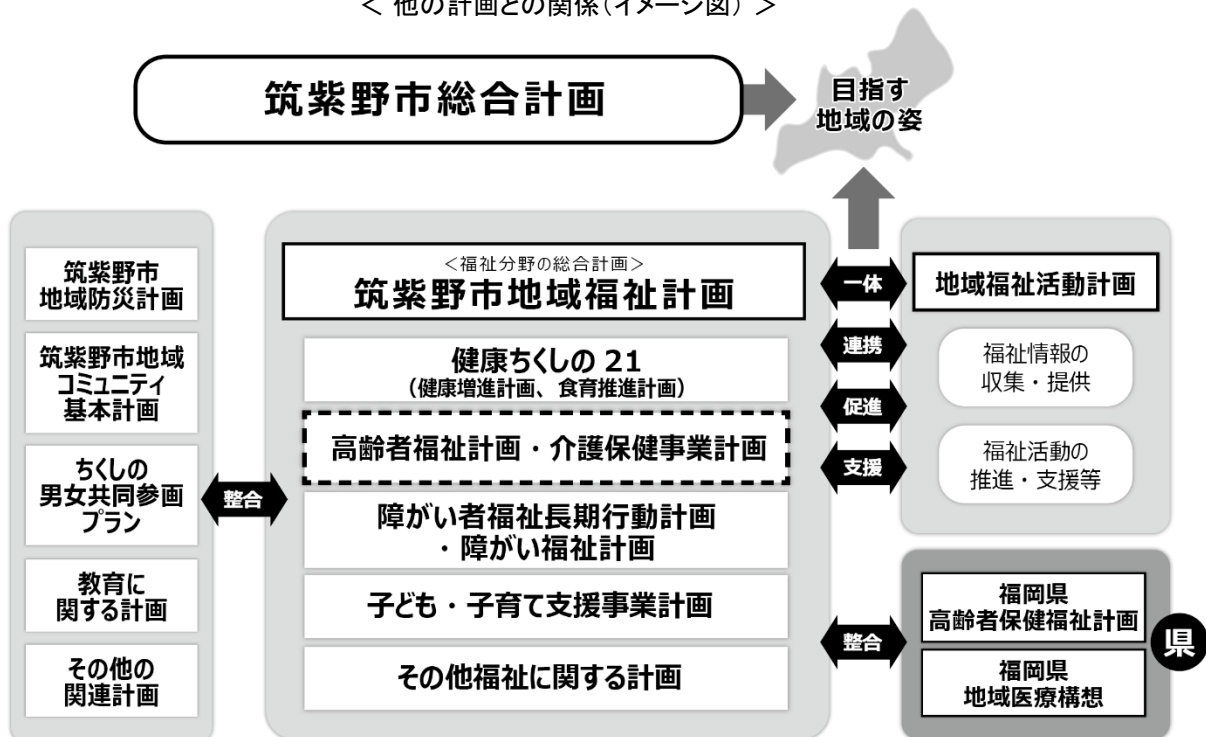
### (2) 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、要介護・要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。

### (3) 他計画との関連

本計画は、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」を踏まえるとともに、「福岡県高齢者保健福祉計画」「福岡県保健医療計画」及び本市上位計画である「筑紫野市総合計画」「筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、関連計画である「筑紫野市地域コミュニティ基本計画」「筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」「健康ちくしの 21」等との整合を図り策定します。

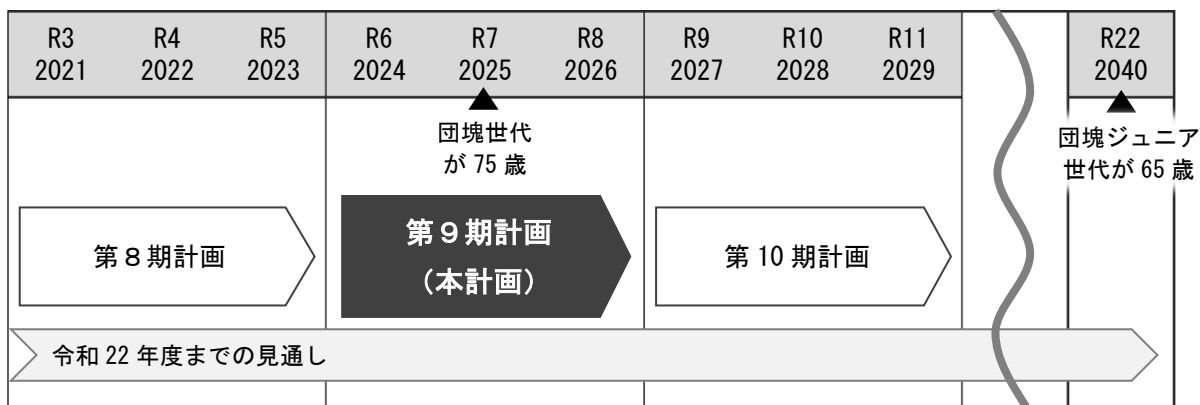
< 他の計画との関係(イメージ図) >





### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、本計画期間中に団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた計画とします。



### 4 計画の策定体制と市民参画

#### (1) 筑紫野市介護保険運営協議会による審議

被保険者をはじめとする住民各層の意見を反映させるため「筑紫野市介護保険運営協議会」に諮り、本計画の策定に取り組みました。

令和5年7月から令和6年2月まで計4回の会議を行い、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、被保険者代表等にも委員として参画いただき、様々な見地からの議論をいただきました。

#### (2) 高齢者に対する調査の実施

高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し計画策定の基礎資料とするため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

調査名称	調査対象	調査方法及び調査期間	回収結果
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定を受けていない高齢者 ※要支援認定者を含む	郵送配布・回収 令和5年1月27日 ～令和5年2月15日	発送 4,000 人 回収 2,890 人 有効回収率 72.3%
在宅介護実態調査	在宅で生活をしている 要支援・要介護認定を受けている方	郵送配布・回収 令和5年1月27日 ～令和5年2月15日	発送 1,000 件 回収 621 件 有効回収率 62.1%

### (3) 介護事業者に対する調査の実施

介護施設、介護サービス事業所等を対象に、介護サービスの利用状況や利用者の生活状況を把握し計画策定の基礎資料とするため、「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」及び「介護人材実態調査」を実施しました。

調査名称	調査対象	調査方法及び調査期間	回収結果
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所等のケアマネジャー等	郵送配布・回収 令和5年3月17日 ～令和5年3月31日	発送 25 事業所 回収 25 事業所 有効回収率 100%
居所変更実態調査	介護施設、高齢者向け住宅などの事業所等	郵送配布・回収 令和5年3月17日 ～令和5年3月31日	発送 44 事業所 回収 43 事業所 有効回収率 97.7%
介護人材実態調査	介護サービス事業所等	郵送配布・回収 令和5年5月11日 ～令和5年5月31日	発送 140 事業所 回収 132 事業所 有効回収率 94.3%

### (4) パブリックコメントの実施

計画素案を公表し、令和6年1月4日から2月2日までの期間で市民からの意見募集を行い、3人から意見が提出されました。

## 5 地域包括支援センターの変更について

本市では、「地域包括支援センターむさし」、「地域包括支援センター天拝の園」、「地域包括支援センターアシスト桜台」、「地域包括支援センターちくしの荘」が市の委託を受け、高齢者の介護、健康や暮らしにかかわる困り事などの総合相談窓口として対応しています。

令和6年3月末に「地域包括支援センターアシスト桜台」が事業を終了するため、4月からは、「地域包括支援センターちくしの荘」が、旧アシスト桜台圏域を担当することになりました。本市の日常生活圏域は現行の4圏域を維持することとし、将来的に「地域包括支援センターちくしの荘」を運営する社会福祉法人宝満福祉会が旧アシスト桜台圏域に新たな地域包括支援センターを設置することを目指します。

本書では、新たな圏域名が決定していないことから、「旧アシスト桜台」として表示しておりますのでご了承ください。

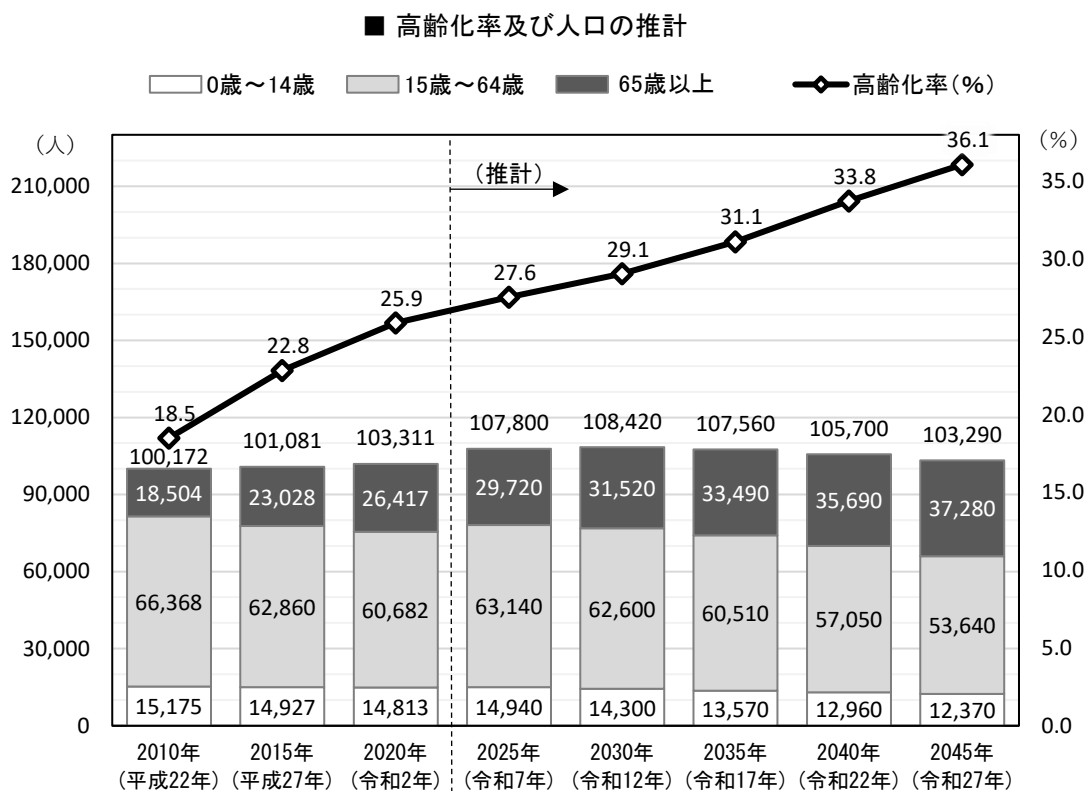
## 第2章 筑紫野市における高齢者の現状と課題

### 1 統計からみる筑紫野市の現状と将来像

#### (1) 本市における高齢化率及び人口の推計

本市の令和2年の国勢調査による人口は103,311人、そのうちの高齢者の人口は26,417人で、高齢化率は25.9%です。

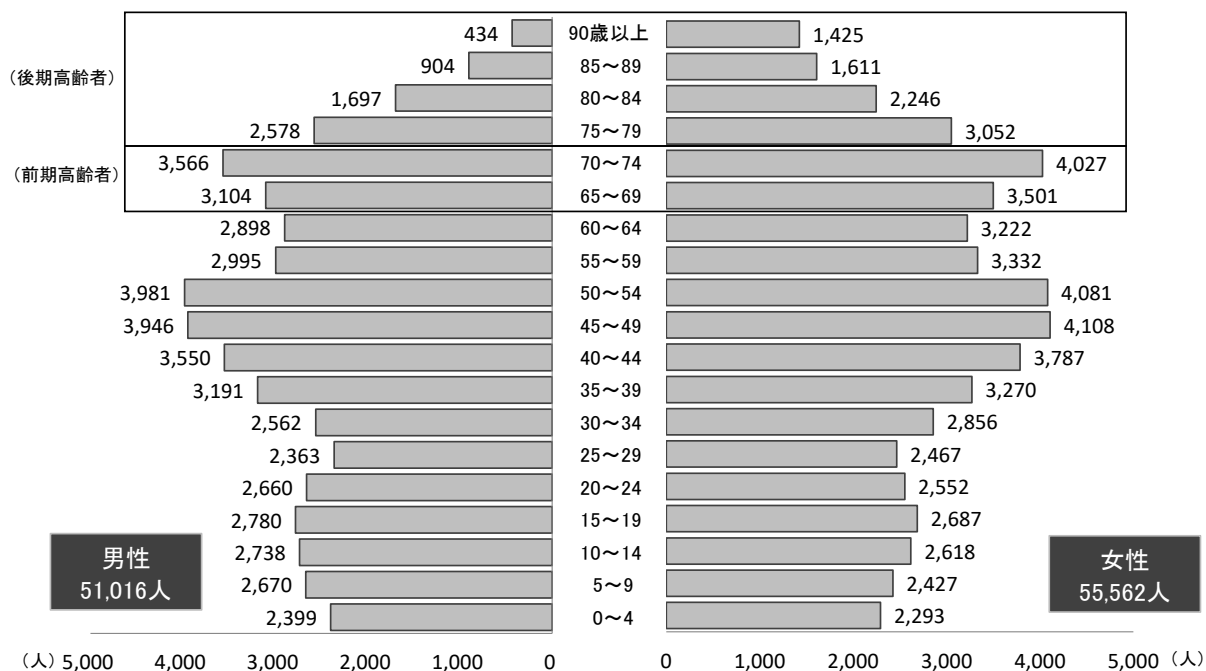
本市の高齢人口（65歳以上）は今後も増加を続けると見込んでいます。年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少を続ける一方で、高齢者数が増加を続けることから、高齢化率は今後も上昇を続け、2035年までに30%を超えると予想しています。



	実績(国勢調査)			推計(市独自)				
	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総人口	100,172	101,081	103,311	107,800	108,420	107,560	105,700	103,290
0歳～14歳	15,175	14,927	14,813	14,940	14,300	13,570	12,960	12,370
15歳～64歳	66,368	62,860	60,682	63,140	62,600	60,510	57,050	53,640
65歳以上	18,504	23,028	26,417	29,720	31,520	33,490	35,690	37,280
高齢化率 (%)	18.5	22.8	25.9	27.6	29.1	31.1	33.8	36.1

資料:平成22年～令和2年までは国勢調査(総人口は年齢不詳を含む)  
令和7年以降は第7次筑紫野市総合計画市独自推計により算出

## ■ 人口ピラミッド



資料:住民基本台帳(令和5年9月末時点)

## (2) 日常生活圏域別、コミュニティ別高齢化の状況

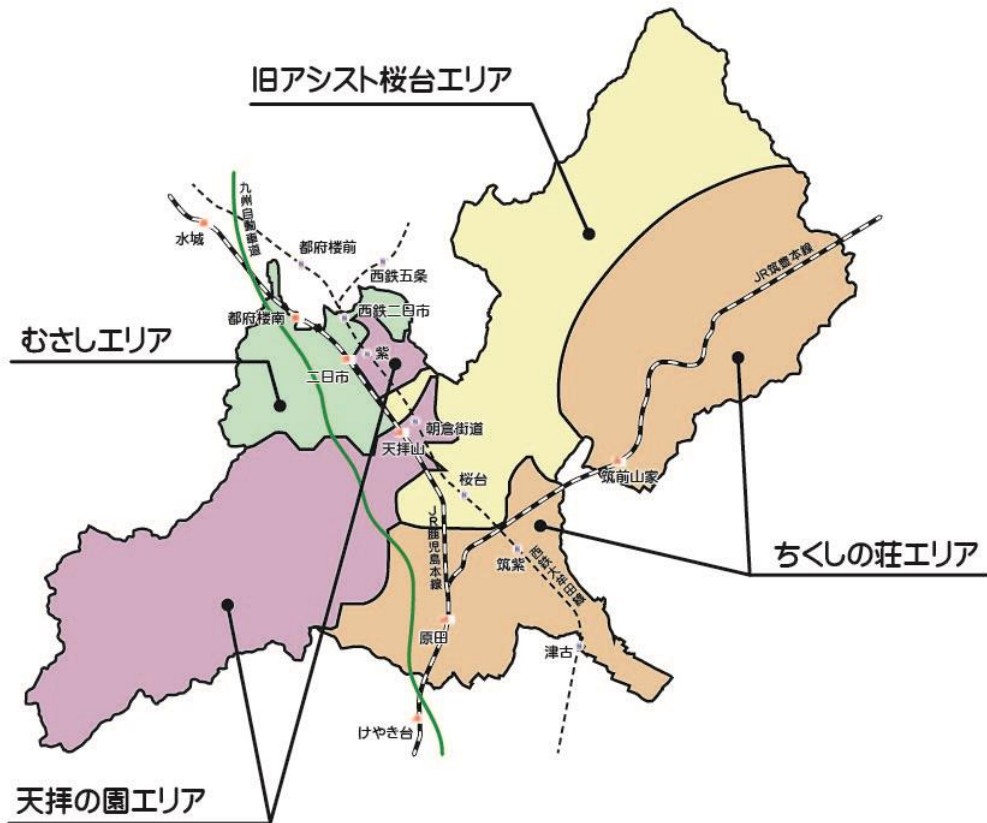
本市においては、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護サービスを提供する施設の整備状況等を総合的に勘案し、「むさし」「天拝の園」「旧アシスト桜台」「ちくしの荘」の4圏域からなる日常生活圏域を設定しています。

また、筑紫野市地域コミュニティ基本構想に基づき、自治会・町内会といった地域団体や、まちづくり・子育て・防犯といった機能団体がそれぞれの特性を活かしながらより安全で安心なまちづくりを目指すため、7つの地域コミュニティを設定しています。

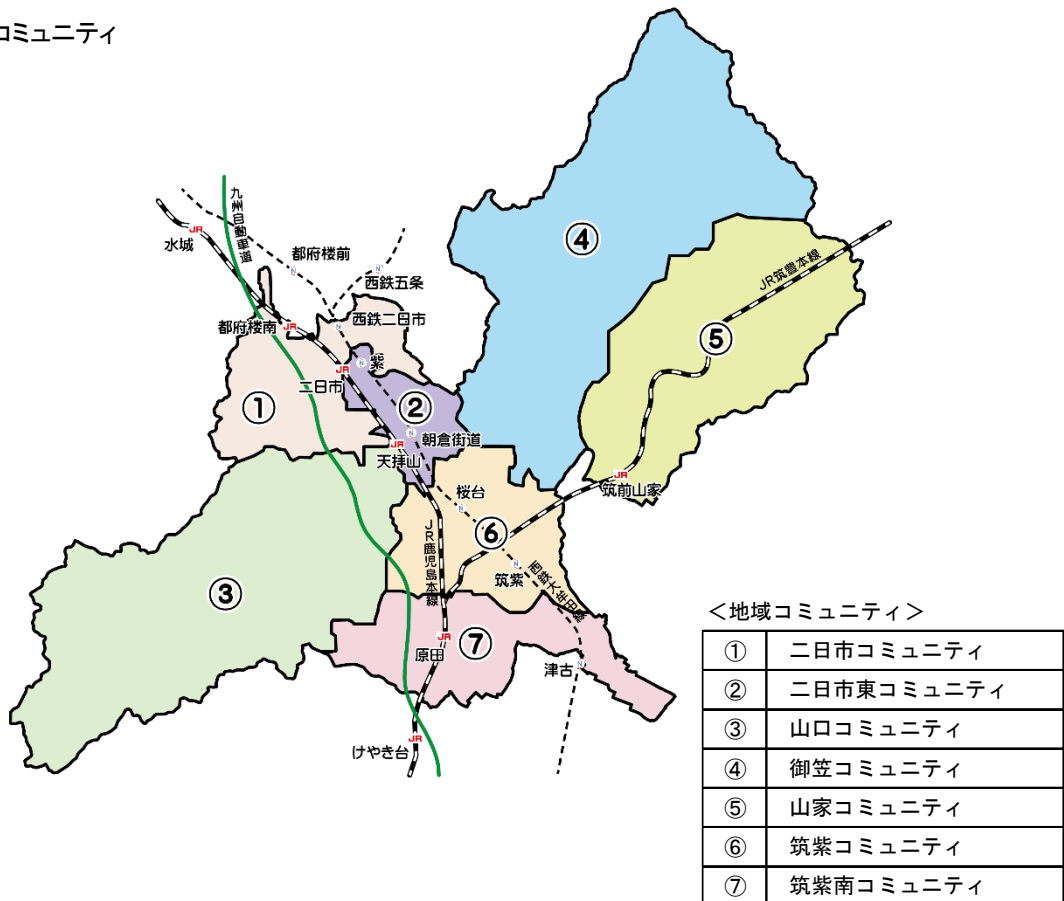
日常生活圏域	地域コミュニティ	行政区
むさし	①二日市	天拝坂・都府楼団地・杉塚・塔原・六反・本町・入舟・京町・中央・栄町・昭和・次田・大坪・大門・鳥居・湯町・武蔵・上古賀
	②二日市東	旭町・東町
天拝の園	①二日市	宮田町・曙町・松ヶ浦
	②二日市東	紫・天神・東新町・紫ヶ丘・針摺・俗明院・朝倉街道団地
	③山口	平等寺・山口・萩原・古賀・立明寺・むさしヶ丘
旧アシスト桜台	②二日市東	針摺東・石崎・若葉団地・中原団地
	④御笠	天山・袖須原・香園・本道寺・大石・原・西吉木・東吉木・上阿志岐東・上阿志岐西・中阿志岐・下阿志岐・牛島・宮の森・ゴルフ場団地・みかさ台
	⑥筑紫	諸田・常松・永岡・桜台
ちくしの荘	⑥筑紫	筑紫駅前通・城山・筑紫・若江・下見一・美咲・岡田
	⑦筑紫南	光が丘・美しが丘北・美しが丘南・原田・隈・西小田・馬市
	⑤山家	山家1区・山家2区・山家3区・山家中央区・山家6区・山家7区・山家8区・山家9区



■ 日常生活圏域

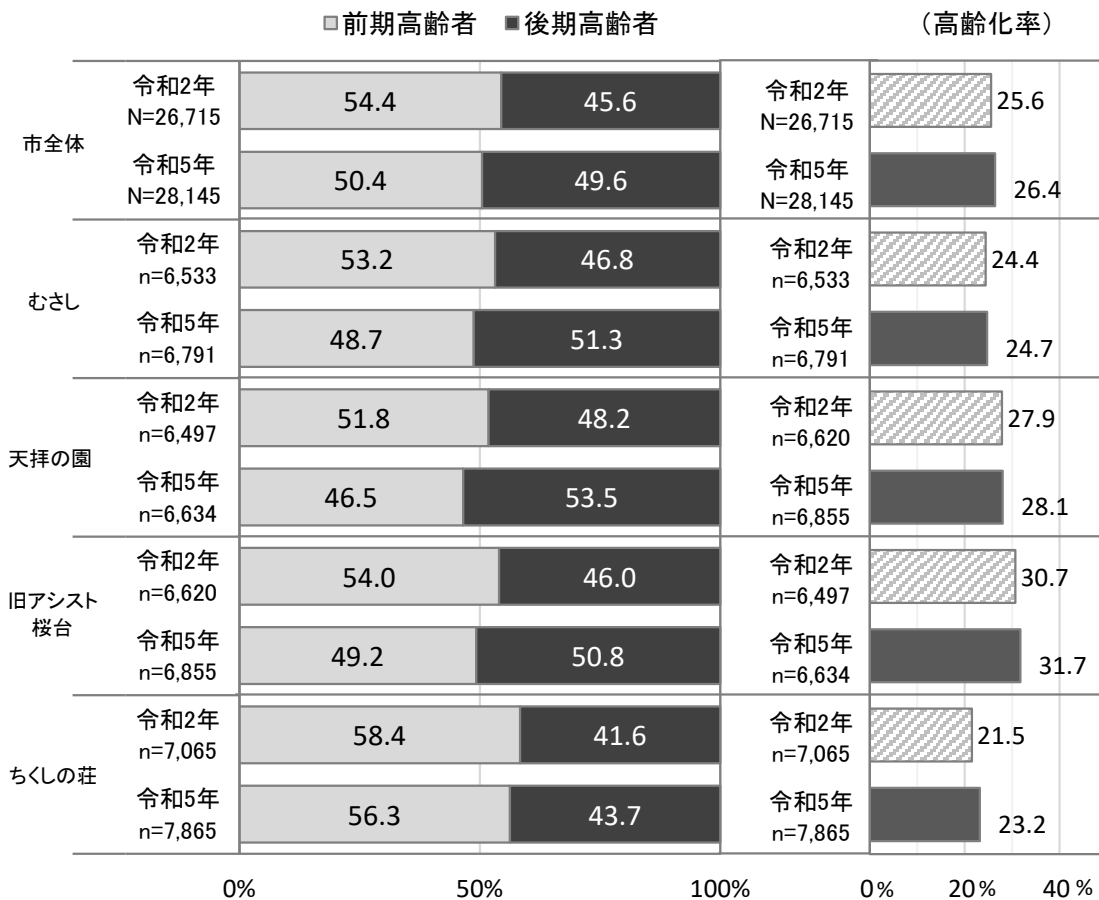
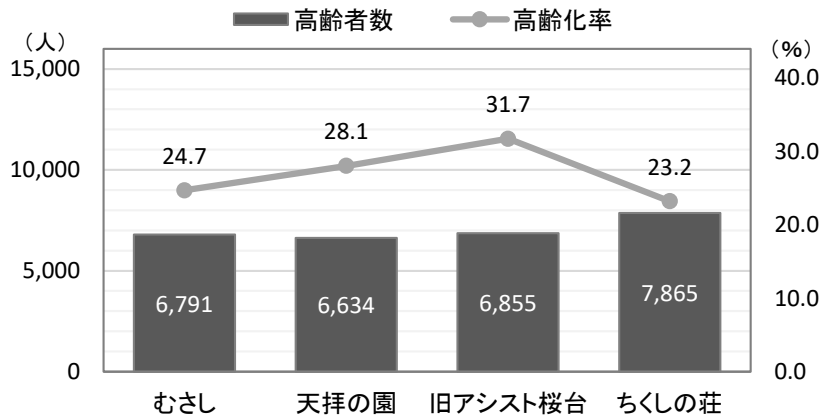


■ 地域コミュニティ



日常生活圏域別にみると、高齢化率が最も低い「ちくしの荘」(23.2%)と最も高い「旧アシスト桜台」(31.7%)は8.5ポイントの差があります。また、「天拝の園」は高齢者に占める後期高齢者の割合が53.5%と最も高く、次いで「むさし」(51.3%)、「旧アシスト桜台」(50.8%)と続いており、高齢者の半数以上が75歳以上となっています。

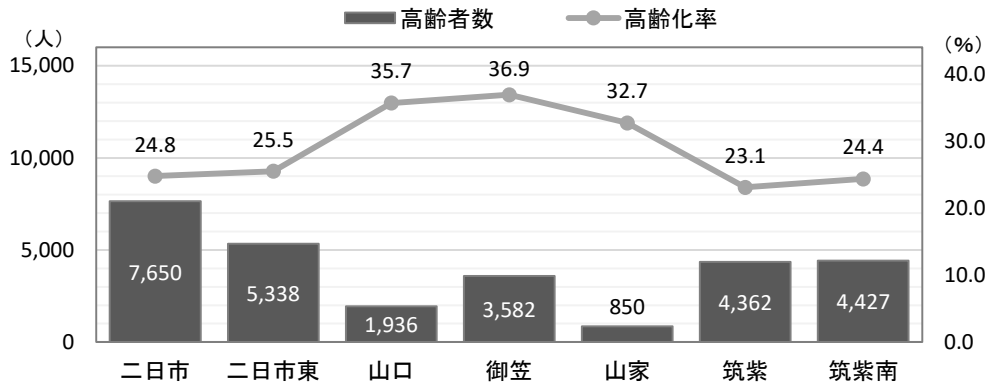
■ 日常生活圏域別の高齢化率



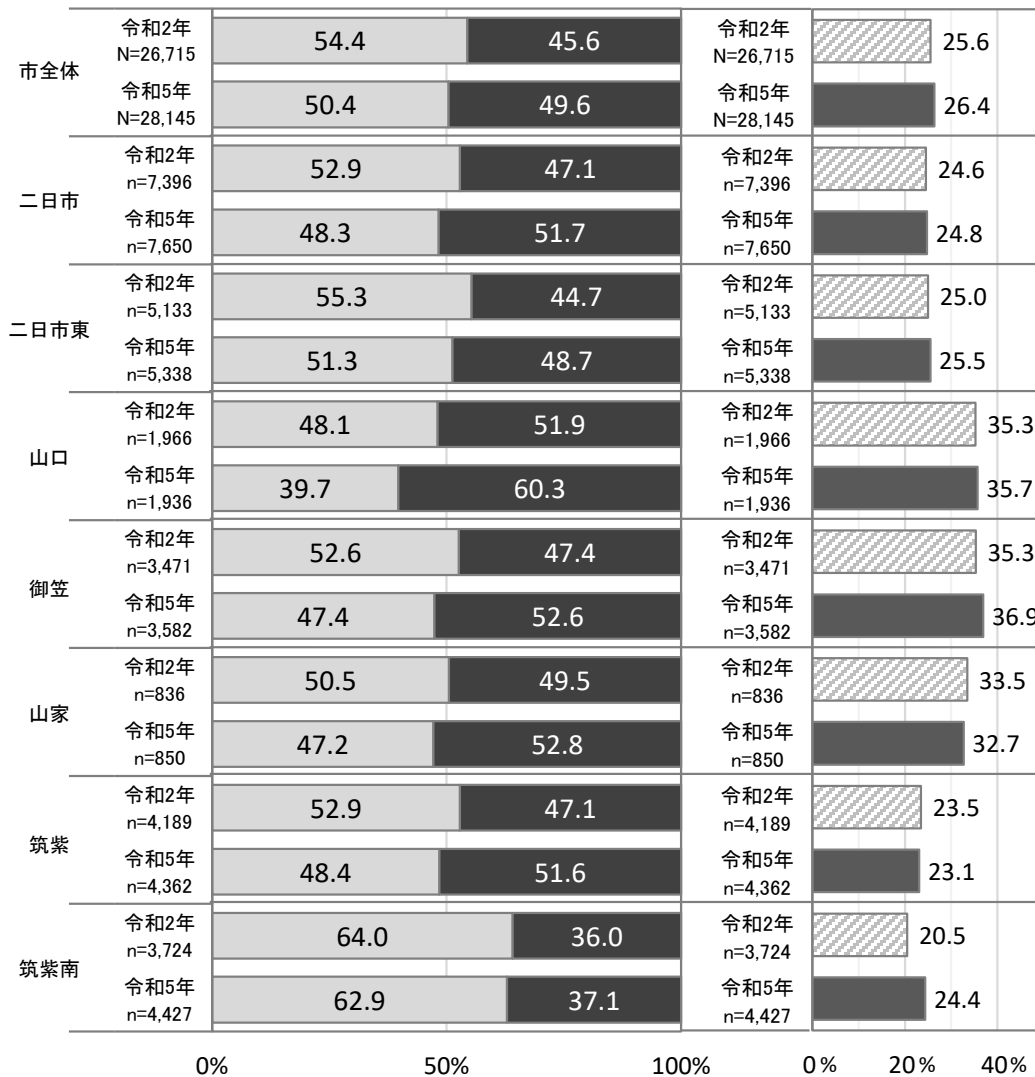
資料:住民基本台帳(令和5年9月末時点)

地域コミュニティ別にみると、高齢化率が最も低い「筑紫」(23.1%)と最も高い「御笠」(36.9%)は13.8ポイントの差があります。また、「山口」は高齢者に占める後期高齢者の割合が60.3%と最も高く、高齢者の6割以上が75歳以上となっています。

■ 地域コミュニティ別の高齢化率



□ 前期高齢者 ■ 後期高齢者 (高齢化率)

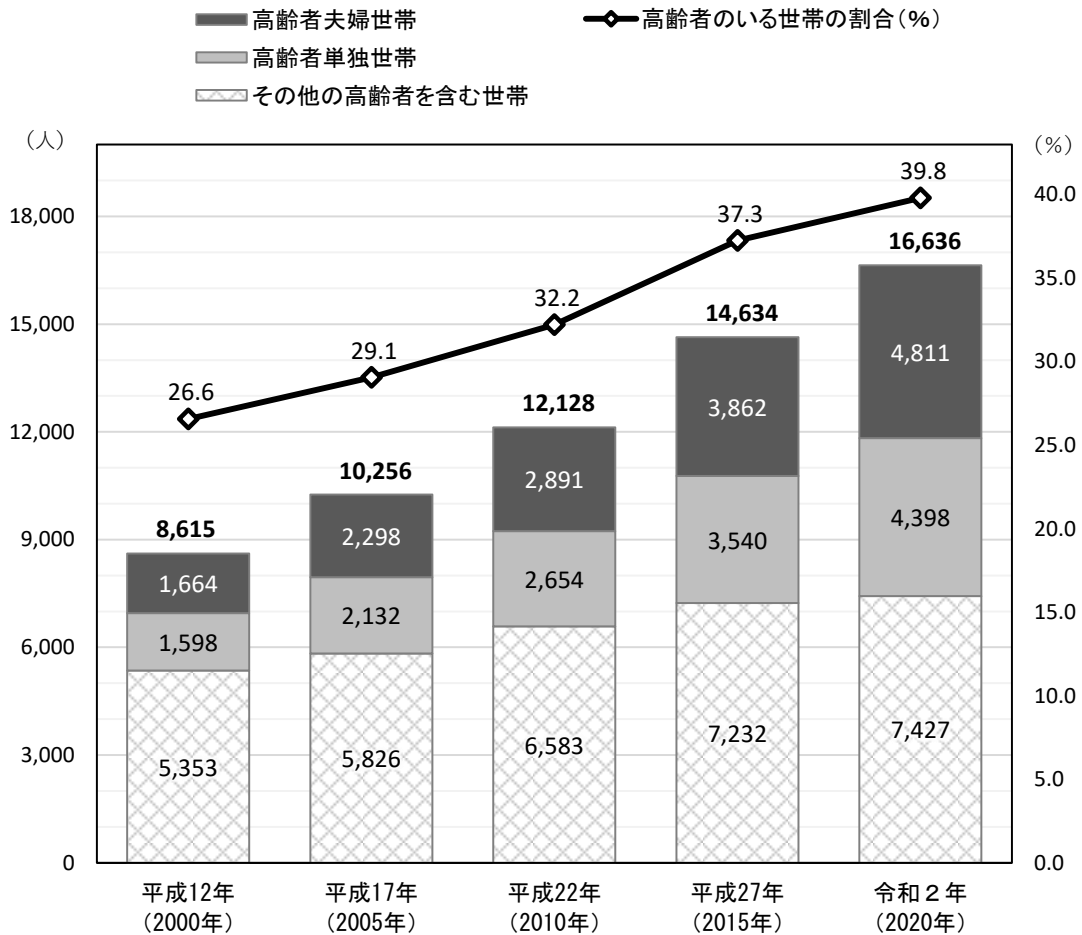


資料: 住民基本台帳(令和5年9月末時点)

### (3) 世帯の状況

本市の世帯数の推移をみると、総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は一貫して増加傾向にあります。高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯は平成12年から令和2年にかけて2.5倍以上の増加となっています。

■ 世帯構成の推移



(世帯)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	32,419	35,284	37,636	39,274	41,798
高齢者のいる世帯	8,615	10,256	12,128	14,634	16,636
高齢者単独世帯	1,598	2,132	2,654	3,540	4,398
高齢者夫婦世帯	1,664	2,298	2,891	3,862	4,811
その他の高齢者を含む世帯	5,353	5,826	6,583	7,232	7,427
高齢者のいる世帯の割合 (%)	26.6	29.1	32.2	37.3	39.8

※高齢者夫婦世帯: 夫婦ともに65歳以上

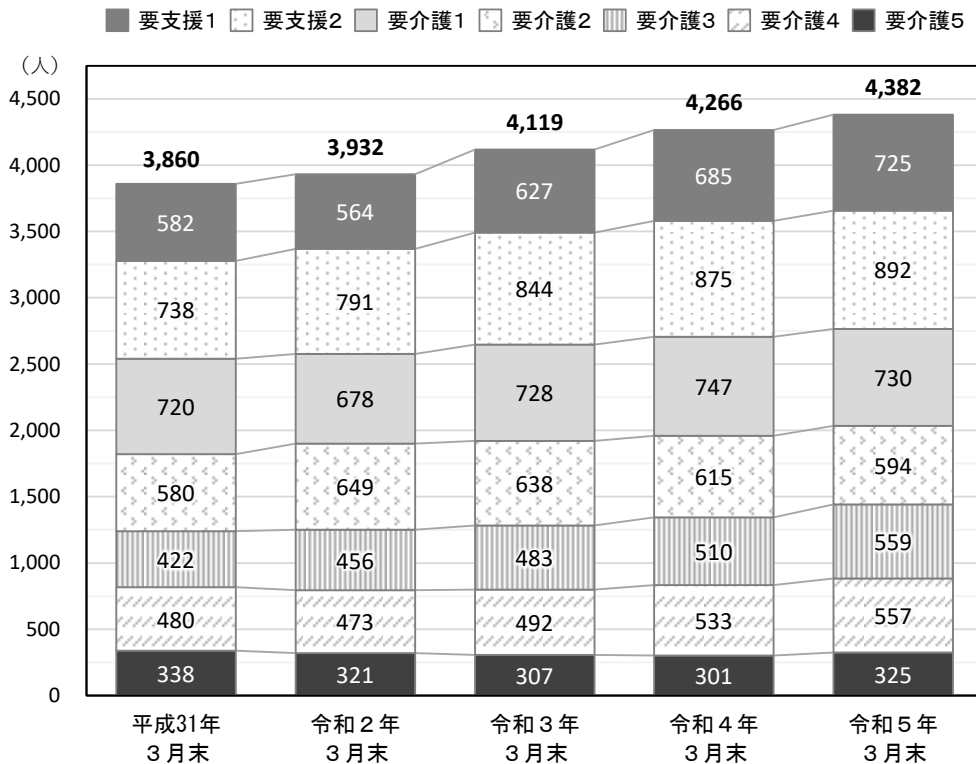
資料: 国勢調査



#### (4) 要介護（要支援）認定者数の状況

要介護等認定者数は平成31年以降、一貫して増加を続けており、令和5年3月末時点の総認定者数は4,382人となっています。要介護（要支援）度別に認定者数をみると、軽度者（「要支援1」「要支援2」「要介護1」）の割合が高く、認定者の半数以上を占めています。

■ 認定者数(第1号被保険者)の推移



	平成31年 3月末		令和2年 3月末		令和3年 3月末		令和4年 3月末		令和5年 3月末	
要支援1	582	15.1%	564	14.3%	627	15.2%	685	16.1%	725	16.5%
要支援2	738	19.1%	791	20.1%	844	20.5%	875	20.5%	892	20.4%
要介護1	720	18.7%	678	17.2%	728	17.7%	747	17.5%	730	16.7%
要介護2	580	15.0%	649	16.5%	638	15.5%	615	14.4%	594	13.6%
要介護3	422	10.9%	456	11.6%	483	11.7%	510	12.0%	559	12.8%
要介護4	480	12.4%	473	12.0%	492	11.9%	533	12.5%	557	12.7%
要介護5	338	8.8%	321	8.2%	307	7.5%	301	7.1%	325	7.4%
合計	3,860	100.0%	3,932	100.0%	4,119	100.0%	4,266	100.0%	4,382	100.0%

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(月報)(各年3月末)

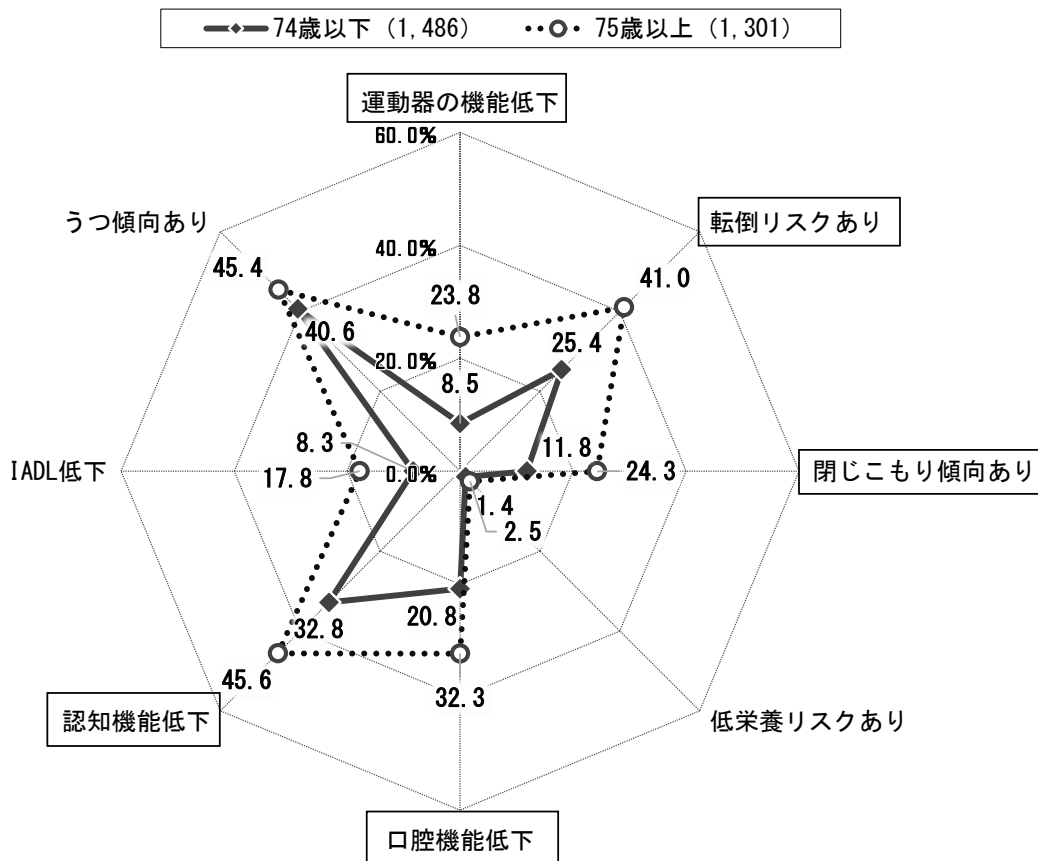
## 2 市民アンケート調査からみる筑紫野市の現状

### (1) リスク分析

高齢者が要支援・要介護状態になる要因として考えられるリスク（運動機能低下、転倒、閉じこもり、低栄養、口腔機能低下、認知機能低下、IADL（手段的日常生活動作）低下、うつ傾向）について、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査により分析を行いました。

年代別にみると、75歳以上の人は74歳以下の人に比べ、全てのリスクが高くなっています。また、「運動器の機能低下」「転倒リスク」「閉じこもり傾向」「口腔機能の低下」「認知機能の低下」は75歳以上と74歳以下の差が10ポイント以上開いています。このことから加齢に伴い、心身の機能や地域社会への参加などの生活機能が低下しており、要介護状態になる危険性が高まっていることがわかります。

■ 年齢別のリスク発生状況



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和4年度実施)

市全体でみると、「うつ傾向あり」の割合が 42.6%と最も高く、次いで「認知機能低下」(38.7%)、「転倒リスクあり」(32.8%)と続きます。また、コミュニティによって、リスク者の傾向が異なることがわかります。

■ コミュニティ別のリスク発生状況

	回答者数	運動器の機能低下	転倒リスクあり	閉じこもり傾向あり	低栄養リスクあり	口腔機能低下	認知機能低下	IADL低下	うつ傾向あり
	(人)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
市全体	2,890	15.6	32.8	17.7	1.9	26.1	38.7	12.6	42.6
二日市	705	16.9	34.6	17.9	1.3	26.0	38.9	12.9	42.4
二日市東	546	17.6	35.2	15.8	2.0	27.7	37.0	12.1	42.7
山口	177	14.1	35.6	15.8	2.8	25.4	43.5	7.9	47.5
御笠	369	16.3	31.7	22.0	3.3	26.3	42.0	16.0	42.3
山家	66	10.6	27.3	21.2	1.5	19.7	45.5	12.1	43.9
筑紫	397	13.9	31.0	18.9	2.0	26.7	36.3	11.6	43.6
筑紫南	432	12.0	27.3	14.4	1.2	23.4	35.6	13.0	38.7

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和4年度実施)

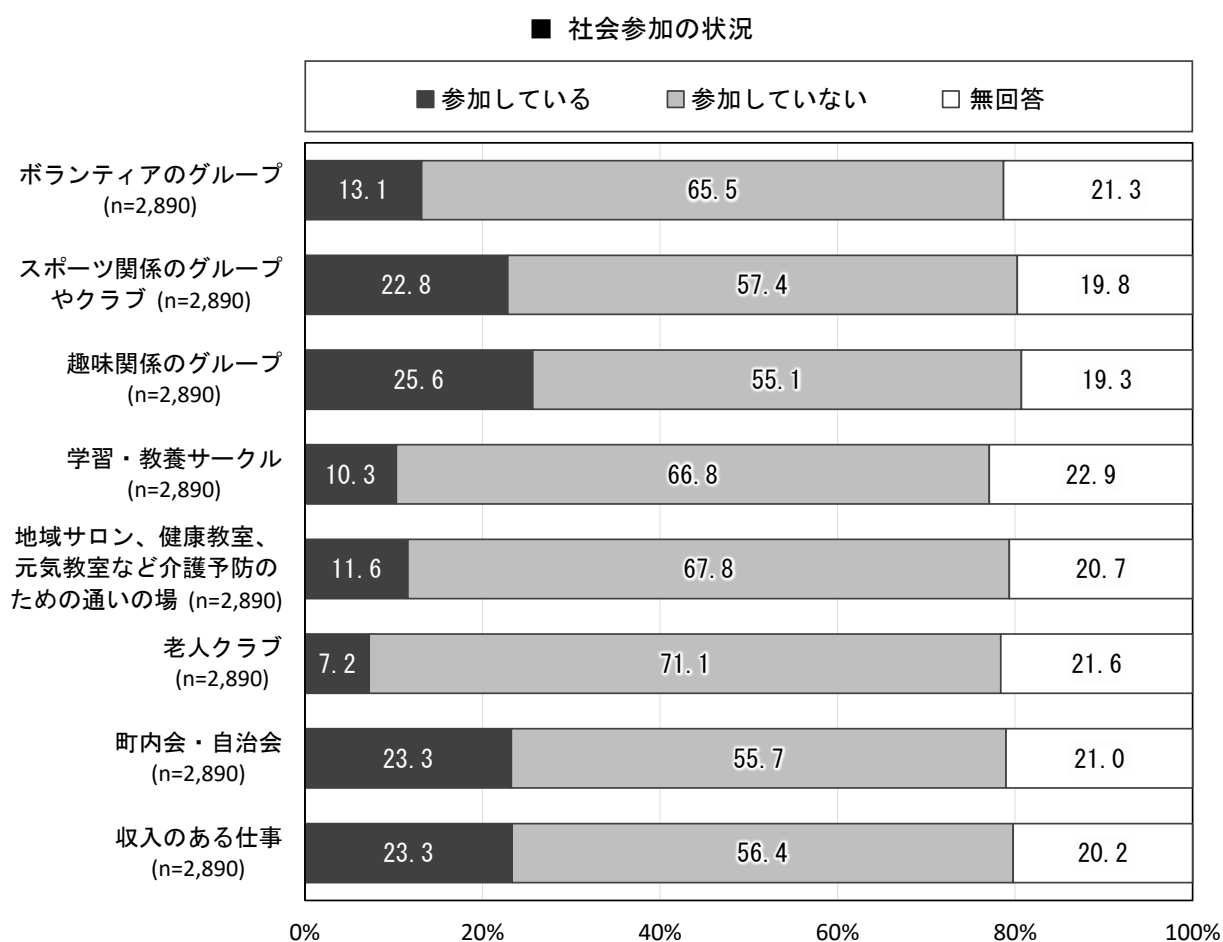
介護予防事業の充実とともに、交通手段がないことや経済的な理由から外出頻度が低下することがないよう、外出支援や生活支援等の総合的な取組が求められます。

また、市民が健康な生活を維持するために、フレイル予防や生活習慣病等への対策が重要となります。そのため健康づくりの意識を高める必要があります。

## (2) 地域活動の状況

### ① 社会参加の状況

社会参加の状況についてみると、参加している人の割合が最も高いのは「趣味関係のグループ」で25.6%となっています。次いで「町内会・自治会」「収入のある仕事」(23.3%)、「スポーツ関係のグループやクラブ」(22.8%)と続きます。



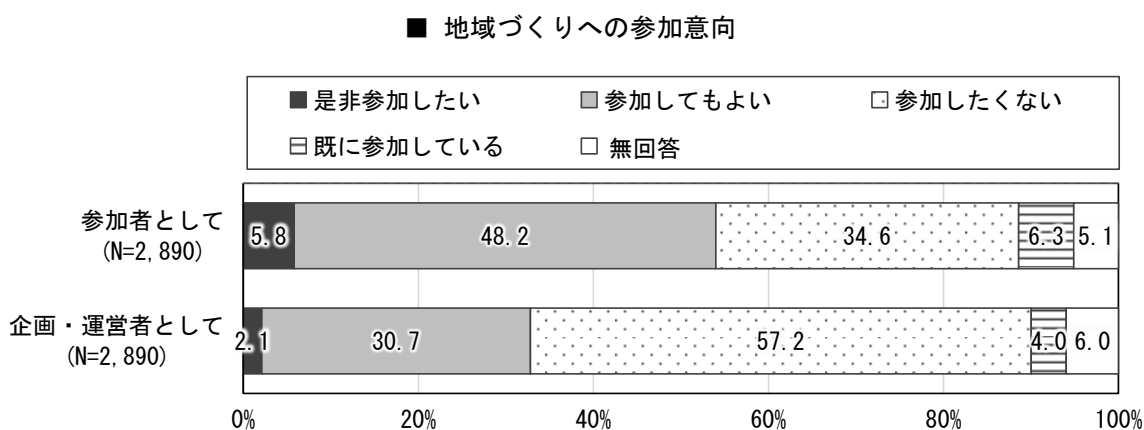
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和4年度実施)



## ② 地域づくりへの参加意向

健康づくり活動や趣味等のグループ活動について、『参加者として』の参加意向は「是非参加したい」(5.8%)、「参加してもよい」(48.2%)、「既に参加している」(6.3%)を合わせた『参加意向あり』は6割(60.3%)となっています。

『企画・運営者として』の参加意向は「参加したくない」が57.2%で最も高く、「是非参加したい」(2.1%)、「参加してもよい」(30.7%)、「既に参加している」(4.0%)を合わせた『参加意向あり』は36.8%となっています。



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和4年度実施)

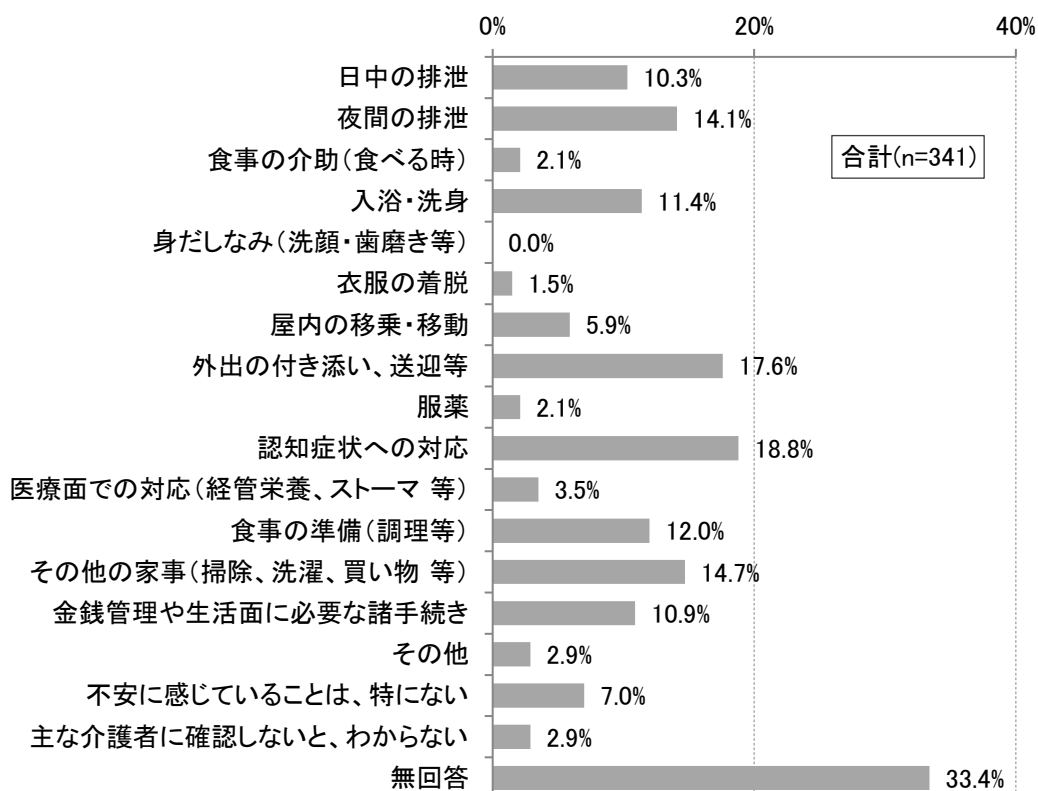
地域活動への参加の意思はみられることから、年齢や性別、経済状況等に影響されることなく、地域活動に前向きな高齢者が活動に参加しやすい環境や仕組みをつくる必要があります。

### (3) 在宅介護の状況

#### ① 家族介護者の状況

主な介護者が不安に感じる介護について尋ねたところ、「認知症状への対応」が18.8%、「外出の付き添い、送迎等」が17.6%、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が14.7%などとなっています。

#### ■ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護



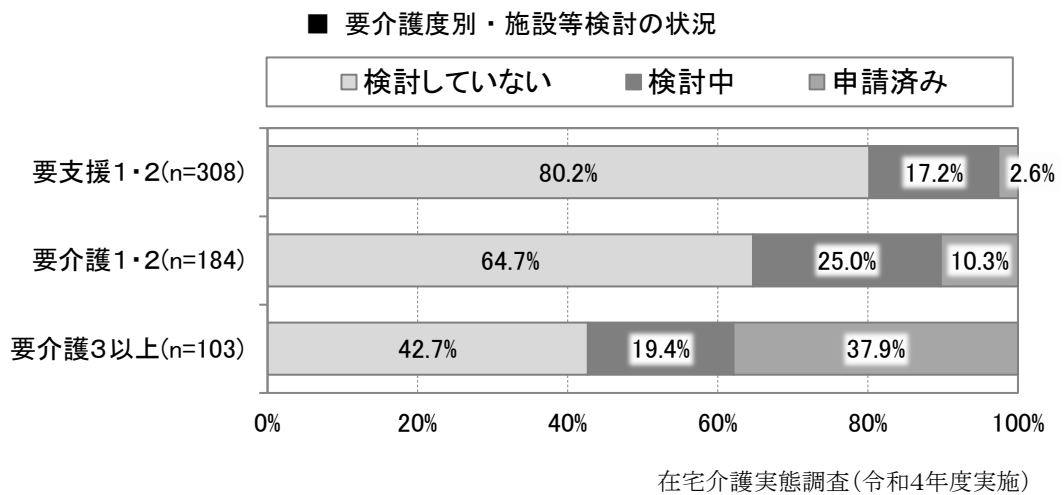
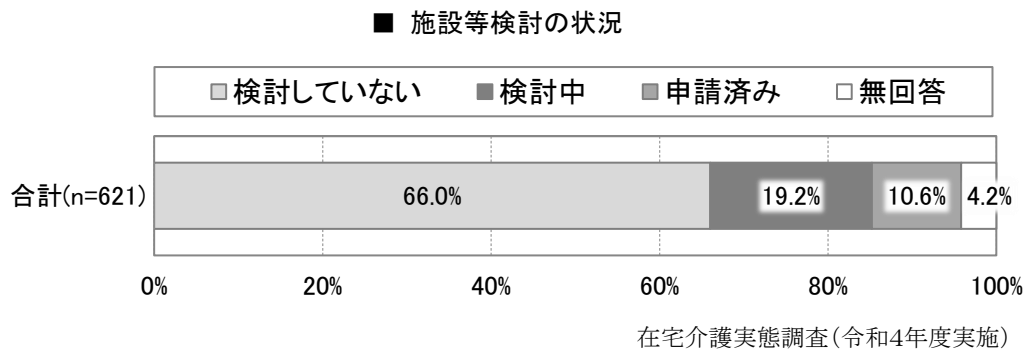
在宅介護実態調査(令和4年度実施)

「在宅生活の継続が困難」と判断するポイントとして、排泄や入浴・洗身等の身体介護、認知症状への対応、家事等の生活援助が挙げられます。これらの介護不安を軽減するためには、加齢等に伴う要介護者の重度化防止、認知症の予防・重度化防止等の支援の充実に加えて、保険外のサービスも活用しながら在宅生活継続のための支援が必要です。

## ② 施設等検討の状況

施設等検討の状況は「検討していない」と全体では 66.0%、要支援 1・2 では 80.2%、要介護 1・2 では 64.7%、要介護 3 以上では 42.7%の人が回答しています。

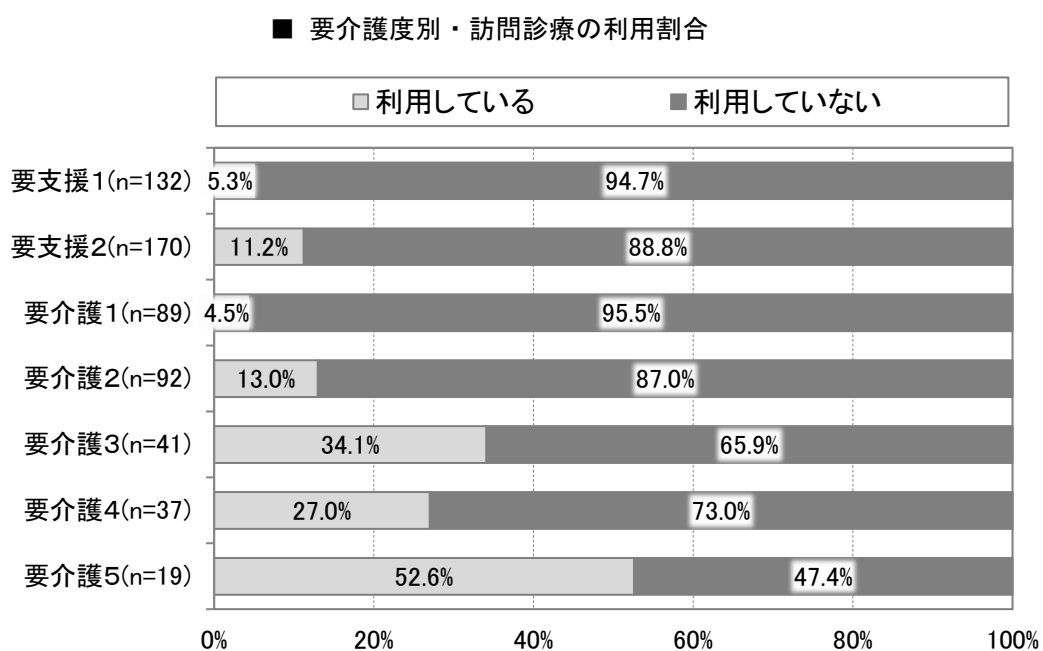
全体で6割以上の方が在宅生活の継続を希望していますが、要介護度が重度化するにつれて施設等を検討する人が多いことが分かります。



### ③ 要介護度別・訪問診療の利用割合

要介護度別訪問診療の利用割合は、要介護度が重度であるほど利用率が高くなる傾向にあり、「要介護3」では34.1%、「要介護4」では27.0%、「要介護5」では52.6%となっています。

要介護度が重度化するにつれて、訪問診療の利用率が高くなり、また介護者が行う介護は多岐にわたります。今後、介護と医療の両方のニーズをもつ人の増加も予想されるため、適切なサービス提供体制を確保していくことが求められます。

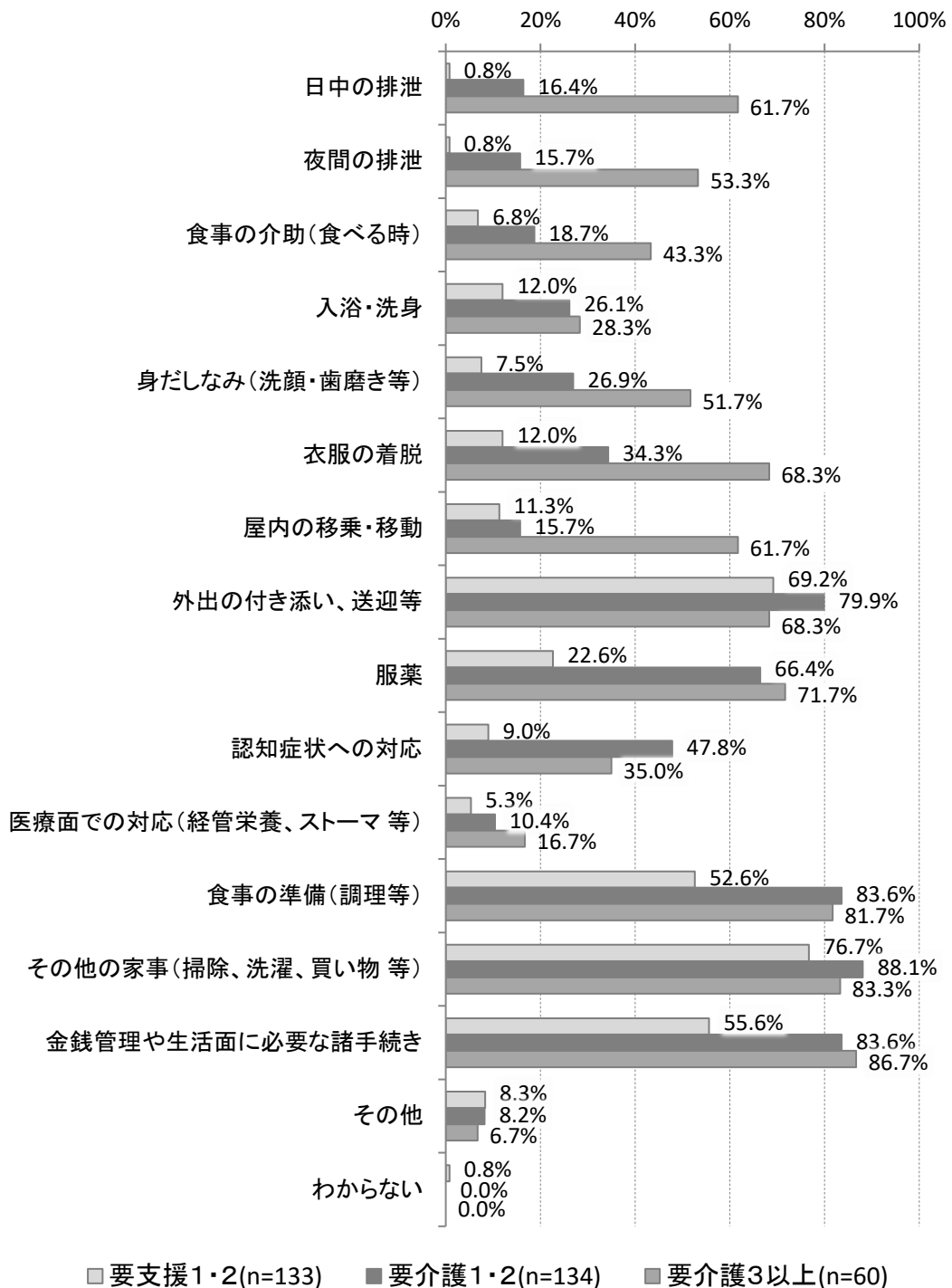


在宅介護実態調査(令和4年度実施)

#### ④ 要介護度別・主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護の割合は、要介護度が重度であるほど高い傾向にあり、「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」は16.7%となっています。

■ 要介護度別・主な介護者が行っている介護



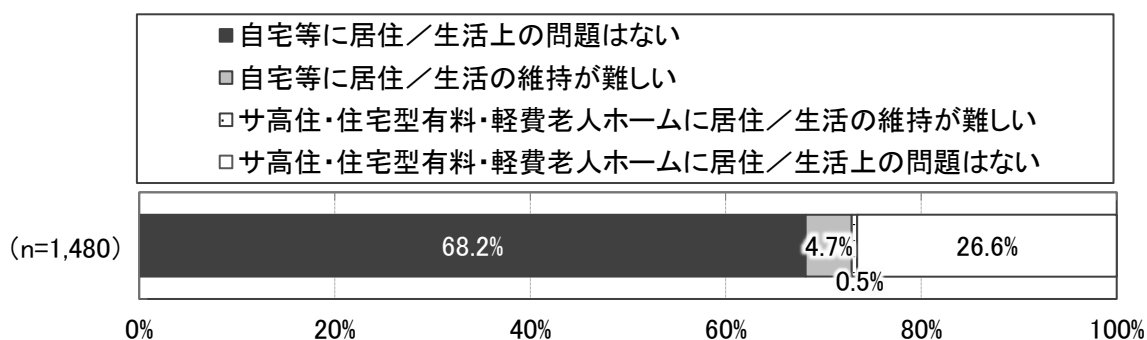
在宅介護実態調査(令和4年度実施)

### 3 介護事業所アンケートの分析

#### (1) 在宅生活改善調査

ケアマネジャーに対して行った在宅生活改善調査において、自宅や有料老人ホームなどで生活している高齢者の今後の生活の維持について尋ねたところ、「自宅等での生活の維持が難しい」という回答が 4.7%、「サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）・住宅型有料老人ホーム（住宅型有料）・軽費老人ホームでの生活の維持が難しい」という回答が 0.5%となりました。在宅等での生活の維持が難しくなっている利用者が全体の 5.2%となり、換算すると、居住環境やサービスの見直しが必要になっている高齢者が市内に 78 人程度いると推測できます。

#### ■ 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者



自宅・サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに  
居住する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合 → 5.2%

筑紫野市全体で、在宅での生活の維持が  
難しくなっている利用者数(粗推計) → 78 人

在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性をみると、「独居」「自宅等（持ち家）」「要介護2以下」が25.6%となっており、要介護者が自宅等でひとり暮らしを続けることが困難であることが分かります。



■ 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

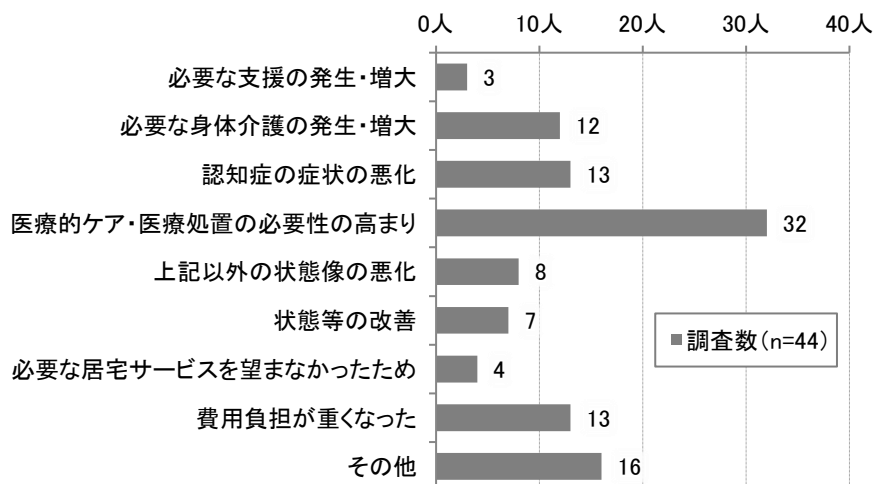
順位	回答実数	粗推計	割合	世帯類型				居所			要介護度	
				独居	夫婦のみ世帯	単身の子ども同居	その他世帯	(持ち家等)	(自宅等)	型サ有住料・軽費宅	介2以下	介3以上
1	20人	20人	25.60%	★				★			★	
2	10人	10人	12.80%			★		★			★	
3	7人	7人	9.00%				★	★				★
3	7人	7人	9.00%			★		★				★
5	5人	5人	6.40%	★						★		★
6	4人	4人	5.10%				★	★			★	
6	4人	4人	5.10%		★			★				★
6	4人	4人	5.10%		★			★			★	
6	4人	4人	5.10%	★					★		★	
10	2人	2人	2.60%	★						★	★	
上記以外	11人	11人	14.10%									
合計	78人	78人	100.00%									

(2) 居所変更実態調査

居所を変更した理由をみると、「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が 32 人と最も多くなっています。次いで「その他」(16 人)、「認知症の症状の悪化」「費用負担が重くなった」(13 人)と続いています。

退所・退居後の行先を尋ねた設問では、「その他医療機関」と回答した人の割合が多かったこともあり、施設・居住系サービスでは対応できない医療的ケアが必要となったため、医療機関等に居所変更(入院)していることが考えられます。

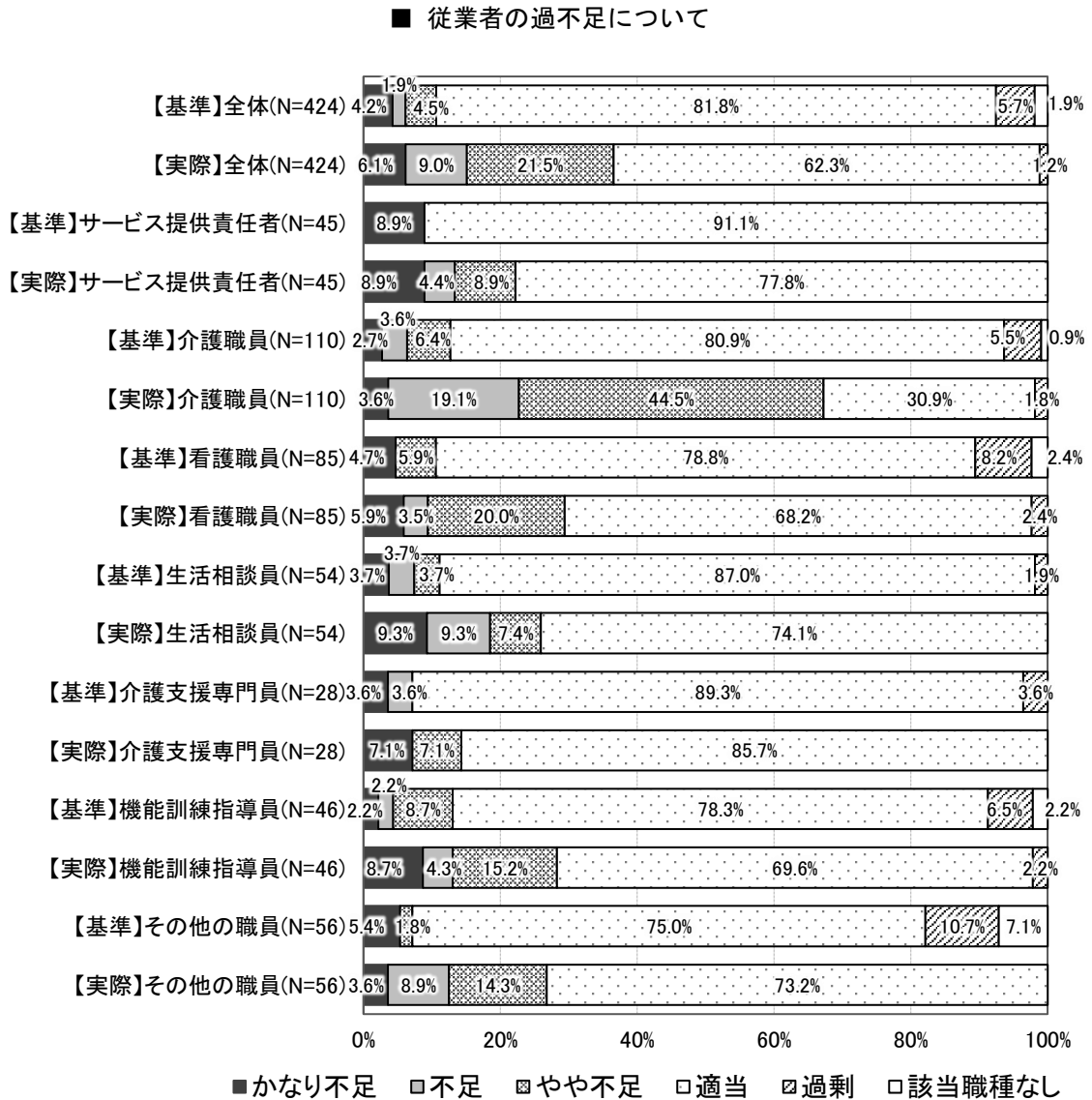
■ 居所変更した理由(複数回答)



### (3) 介護人材実態調査

#### ① 従業者の過不足について

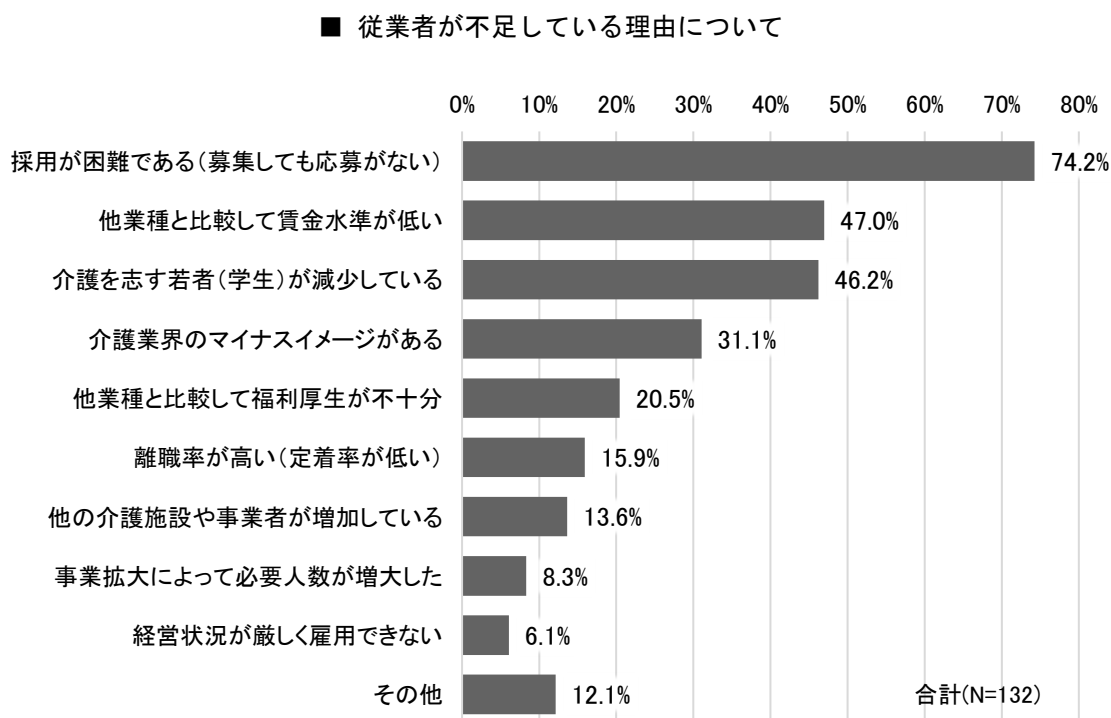
従業者の過不足についてみると、全体では「かなり不足」(6.1%)、「不足」(9.0%)、「やや不足」(21.5%)を合わせた『不足』と実際に感じている割合が36.6%となっています。



【基準】配置基準との比較 【実際】実際の過不足感

## ② 従業者が不足している理由について

従業者が不足している理由をみると、「採用が困難である（募集しても応募がない）」が 74.2%と最も高く、次いで「他業種と比較して賃金水準が低い」（47.0%）、「介護を志す若者（学生）が減少している」（46.2%）と続いています。



介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成の支援、職場環境の改善による離職防止、外国人労働者の受入などの取組を総合的に実施することが求められます。

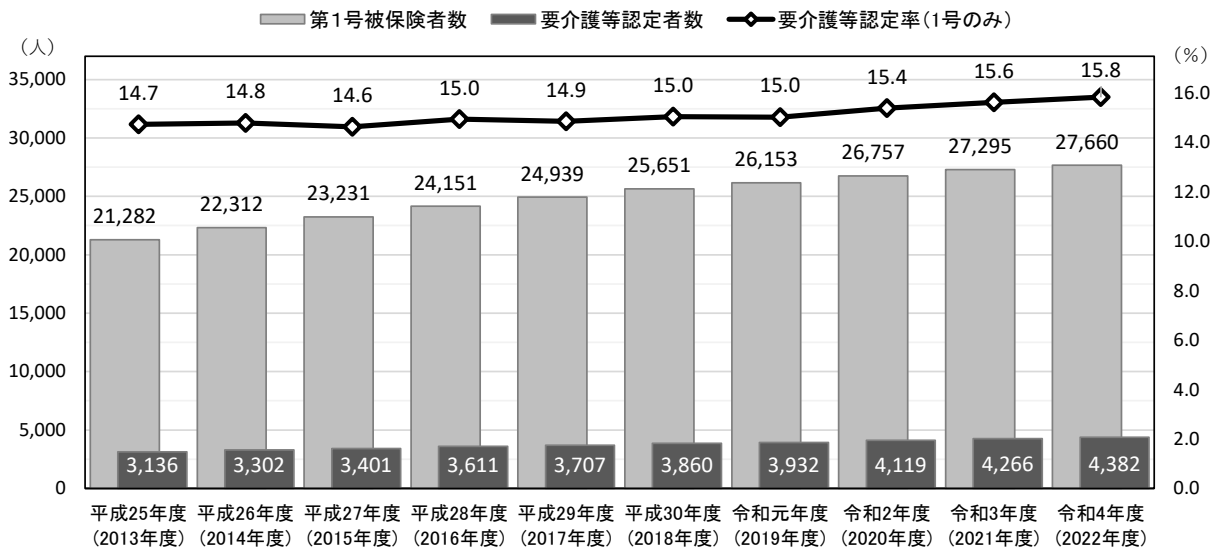
## 4 介護保険事業の現状

### (1) 認定者数・サービス利用者の推移

要介護等認定者数は平成 25 年度以降、増加傾向にあります。要介護等認定率（高齢者に占める 65 歳以上の要介護等認定者数（第 1 号被保険者のみ）の割合）については、平成 25 年以降、微増しています。

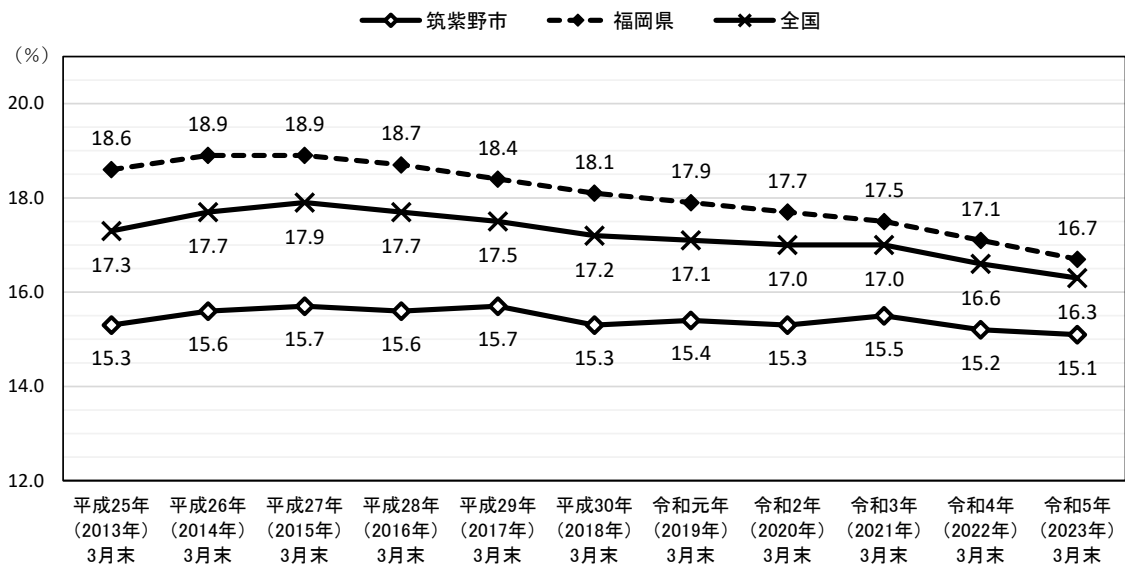
また、県や全国と比較すると、低率に推移しています。

■ 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（年報）、令和 3,4 年度のみ「介護保険事業状況報告」（月報）

■ 調整済み要介護等認定率の比較



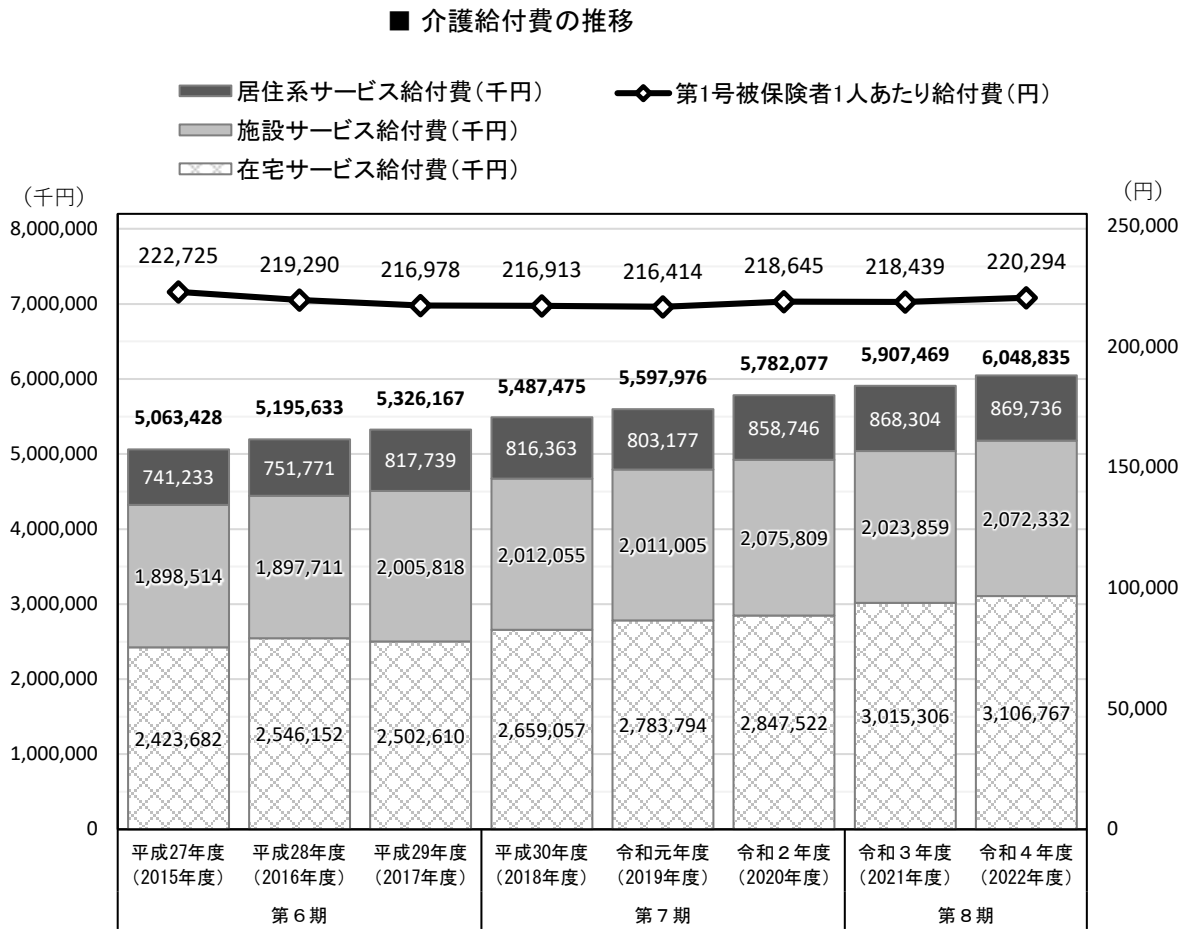
※調整済み認定率とは、第 1 号被保険者の性・年齢構成が全国平均と同様になるように調整を行った指標のこと。  
この調整を行うことで第 1 号被保険者の性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間、時系列で比較しやすくなる。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（年報）、令和 3,4,5 年のみ「介護保険事業状況報告」（月報）  
及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

## (2) 介護サービス種類別の給付費の推移

介護給付費の推移をみると、総給付費は第6期計画開始年度である平成27年度から一貫して増加傾向にあります。在宅サービス、居住系サービス、施設サービスの各給付費の内訳をみると、在宅サービスで最も給付費が増加しており、平成27年度から令和4年度にかけて約1.3倍となっています。

被保険者1人あたりの月額給付費は令和元年までは減少傾向でしたが、令和2年度からは増加に転じています。



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(年報)、令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」(月報)

### (3) 保険料の推移

第1号被保険者保険料は、3年間の介護保険給付費や地域支援事業費を算出し決定します。第8期の保険料基準額（月額）は5,450円で、第1期と比較して約1.9倍となっています。

#### ■ 保険料の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
計画期間	H12～H14	H15～H17	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	H30～R2	R3～R5
第1号被保険者保険料(月額)	2,880円	3,760円	4,280円	4,440円	4,837円	5,000円	5,200円	5,450円

### (4) サービス基盤の整備状況等

筑紫野市の介護サービスの整備状況は以下のとおりとなっています。

サービス種別		事業所数	定員等
支援	介護予防支援	4	-
支援	居宅介護支援	21	-
在宅	訪問介護	22	-
在宅	訪問入浴介護	1	-
在宅	訪問看護	12	-
在宅	訪問リハビリテーション	6	-
在宅	通所介護・通所型サービス	27	753
在宅	通所リハビリテーション	9	243
在宅	短期入所生活介護	1【7】	20【189】
在宅	短期入所療養介護	1【5】	19【139】
在宅	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	5	-
在宅	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
在宅	夜間対応型訪問介護	0	-
在宅	地域密着型通所介護	7	88
在宅	認知症対応型通所介護	2	24
在宅	小規模多機能型居宅介護	4	108
在宅	看護小規模多機能型居宅介護(複合型)	0	0
入所	認知症対応型共同生活介護	10	162
入所	地域密着型介護老人福祉施設	2	49
入居	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
入居	特定施設入居者生活介護	4	242
入所	介護老人福祉施設	4	280
入所	介護老人保健施設	3	220
入所	介護医療院・介護療養型医療施設	1	6
居住	住宅型有料老人ホーム	17	849
居住	サービス付高齢者向け住宅	4	180
居住	軽費老人ホーム	1	50
居住	養護老人ホーム	1	80

■部分は地域密着型サービス

(令和5年10月1日時点)

【 】は、空床利用のため参考値、定員等の単位は人又は床

## 5 第8期計画のふりかえり（点検評価）

### 基本目標 1 社会参加と生きがいづくり

#### 【総括・ふりかえり】

- 筑紫野市シニアクラブ連合会や連合会に加盟する各自治会のシニアクラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりに取り組みました。
- シルバー人材センターの運営費を支援することで、就業機会の増大等を通じた生きがいづくりや社会参加の促進に取り組みました。
- シルバー人材センターに市内の美化作業を委託することで、働く意欲のある高齢者の社会参加の促進に取り組みました。
- 高齢者のスマホ講座など自主的な生涯学習や地域での交流を目的とした社会参加活動に関する情報発信に取り組みました。
- コミュニティ運営協議会をはじめとする地域団体や住民、高齢者の支援に関わる多様な主体に対して、地域包括ケアシステムの必要性を啓蒙し、支え合いのある地域づくりのため、地域活動等への参加を呼びかけました。

#### 【目標の達成状況】

成果指標	令和元年度の現状値	令和5年度末の目標数値	令和4年度の実績値
地域活動等に参加している高齢者の割合	48.1%	50.0%	34.9%
生きがいを持っている高齢者の割合	81.3%	82.3%	80.0%



評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロナ禍やシニアクラブ会員の高齢化などにより、令和2年度から4年度にかけて加入単位クラブ数や会員数が減少しています。</li> <li>○ 令和2年度と令和3年度はコロナ禍でシルバー人材センターの会員数や就業の場が減少していましたが、令和4年度は会員数・就業数ともに増加しました。</li> <li>○ 令和4年度の「地域活動等に参加している高齢者の割合」と「生きがいを持っている高齢者の割合」は令和元年度と比較して低下しており、目標値に達していません。</li> <li>○ 高齢者は増加していますが、定年延長等の影響からシニアクラブやシルバー人材センターの会員数は減少傾向のため、会員拡大に向けた取組が必要です。</li> </ul>
-------	--



## 基本目標 2 介護予防の推進

### 【総括・ふりかえり】

- 健康づくり及び食育を地域で自主的に取り組む人材として筑紫野市健康づくりサポーター（食生活改善推進員、健康づくり運動サポーター）の養成・育成支援に取り組むとともに、サポーターが活躍できる地域の「つどいの場」とのマッチングを行いました。
- 比較的元気な高齢者に対して、コミュニティセンター単位で介護予防教室を開催し、比較的若いうちからの健康増進及び介護予防に取り組みました。
- 自治会や民生委員・児童委員、福祉委員など地域との協働で、自治公民館単位で介護予防教室として「ちくしの元気教室」を開催し、健康増進・介護予防の他、参加者の地縁づくりに取り組みました。
- 保健師や管理栄養士、健康運動指導士が健康相談や電話相談に対応しました。また、生活習慣病の予防・早期発見のための健診や、感染症の発症・重症化予防の予防接種に関する体制整備に取り組みました。
- 健康運動指導士などの専門職によるエアロバイク等の運動機器を活用した運動指導に取り組みました。
- 入浴をはじめとする老人福祉センターの利用者に対して、毎日、定時に体操時間を設け、高齢者だけでなく幅広い住民に対する介護予防等のきっかけづくりに取り組みました。

### 【目標の達成状況】

成果指標	令和元年度の現状値	令和5年度末の目標数値	令和4年度の実績値
週2回以上、運動をする高齢者の割合	50.3%	52.0%	55.4%
健康づくりのための生活習慣を実践している高齢者の割合	20.4%	22.5%	21.4%
新規要支援・要介護認定者の割合	3.9%	3.9%	3.7%



評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康づくりサポーターの養成・育成支援や介護予防教室等の取組の成果として、令和4年度の「週2回以上、運動をする高齢者の割合」「健康づくりのための生活習慣を実践している高齢者の割合」は令和元年度と比べて増加し、また「新規要支援・要介護認定者の割合」は減少しています。今後も継続して介護予防の推進に取り組むことが必要です。</li> </ul>
-------	--

## 基本目標3 日常生活の支援

### 【総括・ふりかえり】

- 「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」を1名配置し、高齢者の見守り・生活支援の推進体制づくりや学習会等を通じた支え合い意識の醸成を行っています。
- 地域支え合い推進員を中心に、地域における多様な主体の代表者等で構成した協議の場を設け、定期的な情報共有、連携強化を行い、高齢者の社会参加や、身近な地域での支え合い活動を含む生活支援の拡充に取り組みました。
- ひとり暮らしの高齢者等の家庭を訪問する機会が多い事業所と高齢者の見守り協定を締結し、日常の業務を通して異変を察知した場合に、市へ情報提供し、市等が早期に問題を把握及び支援できる体制を整備しました。
- 地域の高齢者に対して、保健・医療・福祉・介護などさまざまな面から、包括的・継続的な支援を行うことができるよう、令和5年度から各地域包括支援センターにケアマネジャーの増員を行っています。
- 平常時から地域と要支援者等との良好な関係づくりを進めるとともに、高齢者・要援護者等台帳登録制度の普及・啓発に取り組みました。また、災害時等における迅速な安否確認や円滑な支援活動を行うため、地域と要援護者情報を共有するなど、支援体制の整備推進に取り組みました。
- 介護予防・日常生活支援総合事業は、従来から実施している訪問型サービスA、通所型サービスCの現状維持にとどまっています。

### 【目標の達成状況】

成果指標	令和元年度の現状値	令和5年度末の目標数値	令和4年度の実績値
高齢者が利用できる生活支援メニュー数	479メニュー	490メニュー	405メニュー



評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域支え合い活動をさらに推進する必要があります。地域支え合い推進員を増員し、地域課題の把握及び整理により地域に不足するサービスの創出を行うことが必要です。</li> <li>○ 訪問型サービスAは、新規利用者の受け入れを中止しており、新たな訪問型サービス、通所型サービスの創設が必要です。生活支援体制整備事業を進めることにより、介護の担い手づくりと住民主体の生活支援サービスの創出が求められます。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症等の影響で事業所数が減少し、高齢者が利用できる生活支援メニュー数が減少しています。</li> </ul>
-------	---

## 【総括・ふりかえり】

- 認知症地域支援推進員を、市内各地域包括支援センターに1人ずつ配置し、医療や介護サービス及び地域の支援者のネットワークづくりを行いました。
- 介護保険申請時や認知症サポーター養成講座などさまざまな場面において認知症ケアパスを配布し、住民等への普及・啓発に取り組みました。
- 認知症サポーター養成講座を行い、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者を養成しました。
- 筑紫医師会が主体となり、筑紫地区5市と連携して、身近なかかりつけ医において早い段階から認知症に関する相談や、診断と治療ができる体制を整備し、認知症の早期発見と早期治療による認知症の重症化予防に努めました。
- 市民ボランティア団体である「筑紫野市介護を考える家族の会」との協働により、介護をしている家族どうしの交流や情報交換、学習会、介護者どうしが本音で語り合うことができる場づくりなどに取り組みました。
- 認知症の症状等による高齢行方不明者等を協働しながら速やかに効果的に捜索ができるよう筑紫野市・太宰府市・筑紫野警察署の3者において高齢者行方不明等捜索ネットワークの連携に関する協定を締結しており、情報の共有などを行っています。

## 【目標の達成状況】

成果指標	令和元年度の現状値	令和5年度末の目標数値	令和4年度の実績値
認知症サポーター養成数（累計）	7,876人	9,336人	9,045人
在宅で生活する認知症高齢者の割合	72.7%	78.2%	—



評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症サポーター養成数は着実に増加しており、令和4年度で9,045人となっています。</li> <li>○ 認知症高齢者は今後も増加することが予想されることから、認知症サポーターの養成や認知症の予防に関する周知・啓発を継続して行う必要があります。</li> </ul>
-------	---

## 基本目標 5 在宅医療・介護連携の推進

### 【総括・ふりかえり】

- 筑紫地区5市協働実施の「在宅医療・介護連携推進事業」を筑紫医師会と連携し、筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センターを拠点に在宅医療と介護の連携に取り組みました。筑紫地区では、多職種・多機関連携研修会等を通して連携を図ることができるよう取り組みました。
- 筑紫野市内における医療及び介護の関係団体の代表者で構成した協議の場を設け、定期的な情報共有を行い、連携強化を図りました。

### 【目標の達成状況】

成果指標	令和元年度の現状値	令和5年度末の目標数値	令和4年度の実績値
訪問看護利用者数	3,808人	4,314人	4,360人
訪問看護師と介護支援専門員との連携に課題を感じる介護支援専門員の割合	28.6%	20.0%	31.9% (令和3年度)



評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度の「訪問看護利用者数」は4,360人で令和5年度末の目標数値4,314人を超えています。一方で、「訪問看護師と介護支援専門員との連携に課題を感じる介護支援専門員の割合」が増加しています。医療機関と介護事業者との情報共有シートの活用や相互理解を深めるための研修会等を行う必要があります。</li> <li>○ 今後、後期高齢者が増加し、介護と医療の両方のニーズをもつ人の増加も予想されるため、適切なサービス提供体制を確保していくことが求められます。</li> </ul>
-------	--

## 基本目標 6 高齢者の人権擁護

### 【総括・ふりかえり】

- 消費生活センターや警察とのネットワークを構築し、高齢者の意思及び自己決定尊重のための権利が守られるまちづくりに取り組みました。
- エンディングノートを作成・配付しました。
- 高齢者虐待を予防するため、介護相談についてのパンフレットを作成するとともに、民生委員・児童委員学習会等で啓発しました。
- 高齢者無料法律相談を実施し、高齢者及びその家族を対象に、財産や生活資金等の管理及び後見等に関する問題を中心に相談を受け、高齢者の不安の軽減等を図り、高齢者の人権やその他権利を阻害されることなく、よりよい生活を送ることができるよう支援しました。
- 成年後見制度の利用が必要と思われる方やその親族等に対して、適切に制度が利用できるよう案内し、申し立てを行える親族がない場合等においては、市長申し立てを行うことでその方の権利が守られるように支援しました。

### 【目標の達成状況】

成果指標	令和元年度の現状値	令和5年度末の目標数値	令和4年度の実績値
高齢者虐待の通報を受け、事実確認調査を行った割合	100.0%	100.0%	100.0%



評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者虐待の通報を受けた場合は、全て事実確認調査を行うことができます。</li> <li>○ 令和4年度の高齢者虐待の通報件数は、令和3年度に比べて減少しています。令和4年度から虐待になりそうな人に対する予防的な取組を行っているため、虐待になる前に対処出来ているケースが少しずつ増えていると考えられます。しかし、虐待に気づけていないことや把握できていないことも考えられるため、引き続き庁内各部署や各種専門機関等とのネットワークの強化に取り組む必要があります。</li> <li>○ 引き続き、相談窓口の周知・啓発や制度の適切な利用を支援し、高齢者の権利擁護を推進していく必要があります。</li> </ul>
-------	---

## 基本目標 7 介護保険の適切なサービス利用

### 【総括・ふりかえり】

- 「筑紫野市介護給付適正化計画」に基づきケアプラン点検などの各種適正化事業に取り組みました。
- 介護サービス事業所等に対する運営指導、集団指導を実施し、介護サービスの適切な運営及び質の向上に努めました。
- 介護サービス受給者の自立支援や包括的支援につなげることを目的に、市内居宅介護支援事業所、地域包括支援センターに所属する主任介護支援専門員、市が協働で年4回程度の研修会を実施しました。コロナ禍においてもリモート（ZOOM）による、医師、大学教授による講義やソーシャルワーカー、訪問看護師との意見交換会、介護支援専門員によるグループワークを開催しました。
- 地域密着型サービスの整備にかかる公募を実施し、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備事業者を決定しました。小規模多機能型居宅介護など応募がなかったサービスの整備が予定通りできませんでした。

### 【目標の達成状況】

成果指標	令和元年度の現状値	令和5年度末の目標数値	令和4年度の実績数
介護サービスに関する苦情受付件数	6件	6件	8件
介護保険料の収納率	96.2%	99.0%	98.5%
第1号被保険者一人一月あたりの介護給付費の前年度比上昇率	—	2%以下	1.8%



評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護給付適正化事業に取り組むことにより給付費の増加を抑制します。国の方針に基づき、より費用対効果の高い適正化の取り組みに重点化する必要があります。</li> <li>○ 増加が見込まれる介護ニーズに対応できる介護サービス提供体制を整備します。参入がなく整備できていないサービスがあることから、応募を促進するための対策が課題です。</li> <li>○ 介護人材の不足が深刻であるため、市内事業所等への支援事業を検討する必要があります。</li> </ul>
-------	---



## 第3章 計画の基本理念と目標

### 1 基本理念と将来像

第8期計画の基本理念「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を踏襲しつつ、高齢者が自らの力を発揮し、いきいきと活躍することで、生きがいつくり、介護予防、さらに地域での支え合いにつながることを目指します。

引き続き「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むとともに、高齢者にとどまらず、すべての人が互いに支え合う「地域共生社会」の実現につながることを目指します。

#### (1) 基本理念

高齢者がいきいきと活躍でき  
住み慣れた地域で安心して暮らせる  
支え合いのまちづくり

#### (2) 将来像

- 高齢者の社会参加が促進され、生きがいをもって生活しています。
- 介護予防により、より多くの高齢者が健康な体を維持しています。
- 日常的な移動や買い物、軽作業などの生活支援が受けられることにより在宅生活を続けることができます。
- 必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けることができます。
- 認知症に対する理解が深まり、必要な支援を受けることで、認知症になっても安心して暮らし続けることができます。
- 相談窓口の周知・啓発や制度の適切な利用により高齢者の人権が守られています。
- 増加するニーズに応じた介護保険サービスの提供体制が確保され、必要な介護サービスを利用することができます。

#### (3) 成果指標

指標名	現状値	目標値
65歳から74歳までの高齢者で自立している人の割合	96.7%	97.0%
介護保険利用者で在宅生活している高齢者の割合	87.5%	88.7%

※ 現状値は令和4年度、目標値は令和8年度



#### (4) 基本理念と将来像の背景

---

本市の高齢化率は、令和5年4月時点で26.2%となっていますが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には27.6%、団塊ジュニア世代が65歳に達する2040年には33.8%に達するものと見込まれています。

今後も当面の間、高齢者数は増加の一途をたどる一方、少子化とも相まって生産年齢人口は減少し、ヘルパーなどの介護人材の確保が困難になるものと想定されています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、行政・地域・事業者が一体となって住まい・医療・介護及び介護予防・生活支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、高齢者にとどまらず、すべての人が互いにまもり支え合う「地域共生社会」の実現につながることを目指しています。

また、介護保険事業計画の策定にあたっては、国において示される「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づくことが求められています。基本的な考え方として、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となります。

■ 第9期計画策定のための基本指針の主なポイントは以下の通りです。

- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
- ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

#### (5) 筑紫野市版地域包括ケアシステムの推進

---

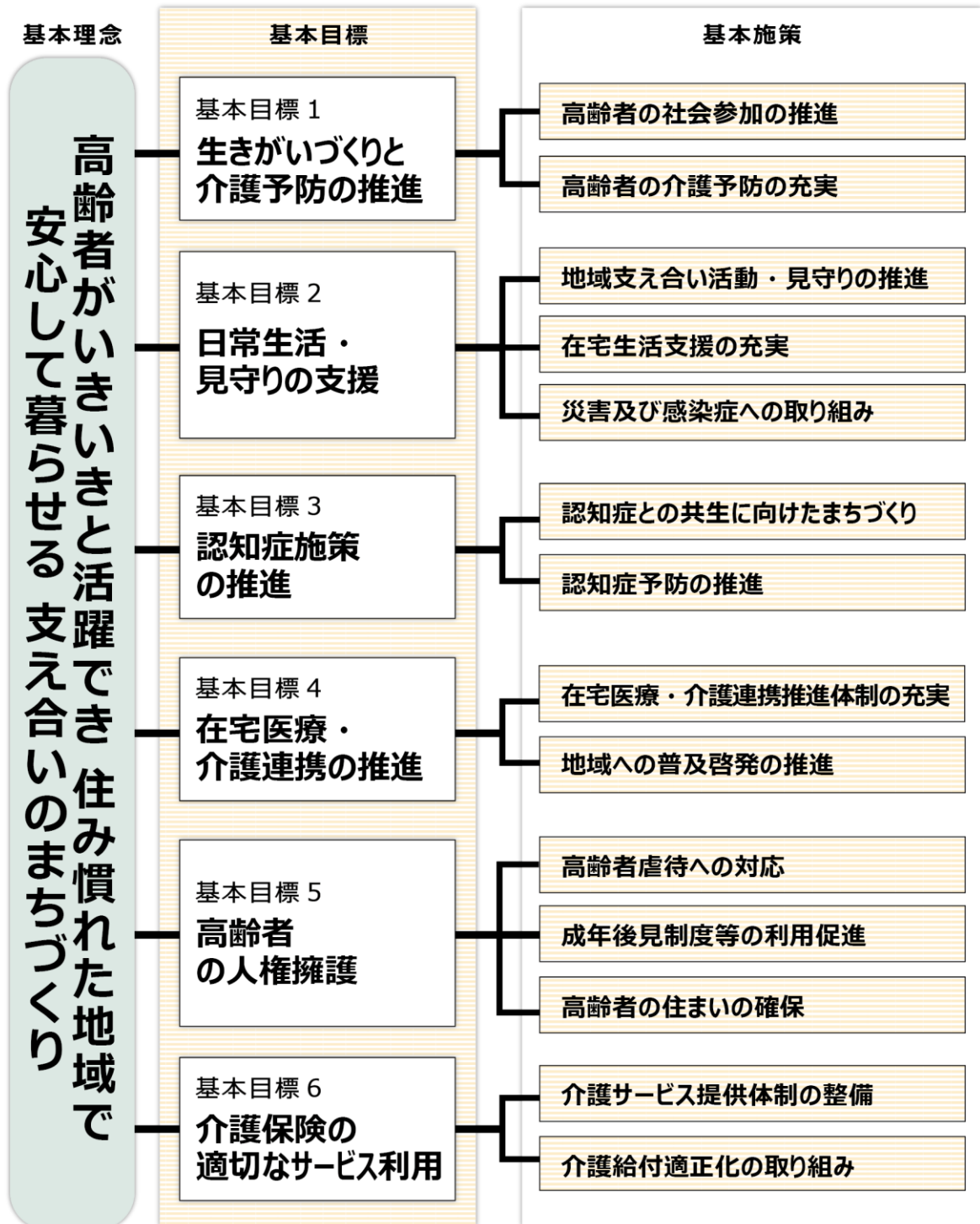
筑紫野市においては、第7次筑紫野市総合計画の中で、『政策5「支え合い、暮らしに寄り添う福祉のまちづくり」』の施策として、「高齢者福祉の充実」を掲げ、施策の目指す姿を「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるようになっています。」「適切な介護サービスの提供が受けられ、その有する能力に応じた日常生活ができるようになっています。」としています。

これまで、地域コミュニティをはじめとした関係団体と高齢化に伴う地域課題に対して、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの取り組みを進めてきました。今後、多様化する市民のニーズに柔軟に対応し、市民が住みよさを実感できるまちづくりを進めていくために、市民と地域コミュニティ、事業者、行政が互いを尊重し、適切な役割分担のもと、地域包括ケアシステムを深化・推進するよう取り組みます。

## 2 基本目標と基本施策の体系

第8期計画での取組を踏まえ、本市の特性にあった地域包括ケアシステムの深化・推進と、地域で支え合い、いきいきと活躍できるまちづくりの実現を図るため、本計画の基本理念と将来像を達成するための基本目標と、課題を解決するための基本施策を定めます。

<基本目標と基本施策の体系>



## 第4章 基本目標ごとの取組

### 1 基本目標における基本施策、成果指標

#### 基本目標 1 生きがいづくりと介護予防の推進

##### 【本計画において目指す姿】

様々な場面で社会参加が促進され、生きがいをもって生活しています。  
介護予防により、健康な体を維持しています。

##### 基本施策 1 高齢者の社会参加の推進

- 閉じこもりがちな高齢者や虚弱な高齢者が安全に楽しく参加できるよう、新規の「通いの場」創設の他、既存の「通いの場」に介護予防の観点を取り入れた活動内容の拡充等に継続して取り組みます。
- 高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ちながらいきいきと暮らせるよう、シルバー人材センターやシニアクラブなどの活動及び運営を支援し、就労やボランティアなど自らの知識や経験を活かしながら活躍できる機会の拡充に取り組みます。
- 誰もが自身の状況に応じて役割を果たし、社会参加できるよう支援します。
- 定年の延長に伴い、就労意欲の高い高齢者が社会参加につながる取組を支援します。

##### 基本施策 2 高齢者の介護予防の充実

- 地域活動の様々な機会を通じて、専門職（保健師、栄養士、健康運動指導士）による介護予防・健康づくりに関する健康教室を継続して開催します。
- おおむね75歳以上の後期高齢者を対象とした、ハイリスクアプローチ（健診結果等からの個別支援）やポピュレーションアプローチ（地域の通いの場への支援）を併せた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に継続して取り組みます。
- 自立支援やフレイル（虚弱）予防に関する意識の醸成を図るため、リハビリテーション専門職と連携した取り組みを継続します。

##### ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
生きがいを持っている高齢者の割合	80.0%	81.7%
新規要支援・介護認定者の割合	3.7%	3.9%

※ 現状値は令和4年度、目標値は令和8年度

## 基本目標 2 日常生活・見守りの支援

### 【本計画において目指す姿】

日常的な移動や買い物、軽作業などの支援が受けられることにより、自立した生活ができています。

### 基本施策 1 地域支え合い活動・見守りの推進

- 生活支援コーディネーターを中心に、地域での支え合い活動や民間企業等の多種多様な社会資源を発掘するとともに、新たな支え合い活動が生まれる取り組みを継続します。
- 「ひとり暮らしの高齢者等の見守りに関する協定」の締結事業所を拡大し、急病等の緊急時における適切な対応を推進します。
- ちょっとした生活支援・見守りといった地域での支え合いの意識の醸成を図り、高齢者自身も生活支援等の担い手となり、地域のつながりが深まるよう連携・協力し合う場づくりに取り組みます。
- 「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民主体の生活支援・見守り等、多種多様な主体による支援の在り方を検討します。
- 行政、民生委員・児童委員、福祉委員、シニアクラブ、自治会など地域の見守り体制の構築を推進します。

### 基本施策 2 在宅生活支援の充実

- 高齢者の状況に応じて、配食サービスや緊急通報装置の設置等の在宅福祉サービス等により自立した生活を支援します。
- 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知・啓発を継続します。
- 増加する高齢者の総合相談に対応できるよう、地域包括支援センターの体制整備に取り組みます。
- 各地域ケア会議を活用し、介護保険サービスや既存の社会資源だけでは対応できない生活課題等を集約・協議し、政策の形成や社会基盤整備を推進していきます。

### 基本施策3 災害及び感染症への取り組み

- 災害や感染症に対する市民一人ひとりの意識・知識の向上や、自主防災組織の設立及び情報伝達のための環境づくりなどの地域力の向上を図ります。
- 高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、筑紫野市地域防災計画等との整合の下、関係機関と地域住民との連携・充実を図ります。
- 地域による日頃の見守りなどを行う中で、災害時に地域の共助による支援を行うために整備している災害時等要援護者支援制度の普及・啓発を行い、避難行動要支援者制度の充実を図ります。
- 危機発生時には、庁内外の関係機関等との連携・協力のもと、高齢者等への感染症の蔓延防止と介護サービス提供の継続に努めます。
- 介護事業者などが定める「非常災害対策計画」が実効性のあるものとなるよう、情報提供・助言などの支援を行います。
- 介護事業者などに対して、感染症予防対策や災害発生時の業務継続計画（BCP）が実効性のあるものとなるよう、情報提供・助言などの支援を行います。

#### ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
高齢者が利用できる生活支援メニュー数	405メニュー	425メニュー

※ 現状値は令和4年度、目標値は令和8年度

## 基本目標 3 認知症施策の推進

### 【本計画において目指す姿】

認知症の人に対する地域の理解が深まり、安心して生活することができるようになっていきます。

### 基本施策 1 認知症との共生に向けたまちづくり

- 認知症サポーターの養成等を継続し、より多くの対象や幅広い年齢層に対応していくために、講師となるキャラバンメイトの増員や認知症サポーターが活動できる環境の整備に取り組みます。
- 認知症の状況に応じた支援の大まかな目安や認知症施策に関する取組を示した「認知症ケアパス」を活用し、相談先の周知を継続します。
- 認知症があっても住み慣れた地域で生活できるよう、地域の緩やかな見守り体制の整備を進めます。
- 認知症の人に対する地域の理解が深まり、認知症の人とその家族の意思をくみ取り、安心して交流できる場づくりの支援に取り組みます。
- 認知症の人とその家族に生活上の支障についての意見を聴き、地域・企業・団体等と連携して、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境づくりに努めます。
- 早い段階から気軽に認知症に関する相談を受けることのできる「ものわすれ相談事業」や、より専門的に支援を受けることのできる「認知症初期集中支援チーム」を継続実施します。
- 福岡県若年性認知症サポートセンターの周知に努めるとともに、若年性認知症の人やその家族が必要な支援を受けられるよう、福岡県若年性認知症コーディネーターとの連携を継続し、支援体制について検討していきます。

### 基本施策 2 認知症予防の推進

- 「認知症にならない」といった予防ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を穏やかにする」という新しい予防への意識について、周知・啓発を行います。
- 認知症の予防に向けて、若い世代からの健康づくりや介護予防施策と一体的に実施します。

#### ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
認知症サポーター養成数（累計）	9,045 人	10,005 人
在宅で生活する認知症高齢者の割合	77.7%	78.9%

※ 現状値は令和 4 年度、目標値は令和 8 年度

## 基本目標 4 在宅医療・介護連携の推進

### 【本計画において目指す姿】

在宅医療・介護連携の推進により、必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受け取ることができています。

### 基本施策 1 在宅医療・介護連携推進体制の充実

- 筑紫地区5市協働実施の「在宅医療・介護連携推進事業」を引き続き筑紫医師会と連携し、筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センターを拠点に在宅医療と介護の連携に取り組めます。
- 切れ目のない医療と介護の連携のため、「入退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面にわけて、連携強化を図っていきます。
- ホームページ等を活用し、地域の医療機関、介護事業者等の情報発信を継続します。
- 医療機関と介護事業者間での連携を円滑に進めるための情報基盤の検討を行います。
- 在宅療養の要となる介護支援専門員と医療・介護従事者との連携を中心に、相互理解を深めるための研修会を継続して開催します。

### 基本施策 2 地域への普及啓発の推進

- 在宅医療に関する学びの場を設ける他、広報やホームページ等を活用し、市民や地域等への普及啓発に取り組めます。
- 人生の最終段階において本人や家族等の意思を尊重できるよう、人生会議（望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組）やエンディングノートについて普及啓発に取り組めます。

#### ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
訪問看護利用者数	4,360 人	4,822 人

※ 現状値は令和4年度、目標値は令和8年度



## 基本目標 5 高齢者の人権擁護

### 【本計画において目指す姿】

各種相談事業等により、高齢者の人権が守られています。

### 基本施策 1 高齢者虐待等への対応

- 市及び地域包括支援センターを中心に高齢者虐待へ対応します。更に、高齢者虐待を未然に防ぐため、家族介護者の負担軽減に向けた包括的な支援に取り組みます。
- 8050問題等の属性や世代を問わない事例について、庁内各部署や各種専門機関等と協力して重層的な支援につなげます。
- 高齢者を取り巻くあらゆる人権問題に対応するため、障がい者福祉や児童福祉等の他分野との連携を促進します。
- 多種多様化する高齢者の消費者被害について、被害の未然防止・拡大防止、早期発見を図るため、消費生活センター等の関係機関と連携し啓発活動に取り組みます。
- 介護サービス事業所等における虐待の通報があったときは、利用者の安全と尊厳を確保するとともに、再発防止の徹底に取り組みます。また、虐待等不適切な介護サービスの提供を未然防止するための指導を実施します。

### 基本施策 2 成年後見制度等の利用促進

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等、高齢者の意思及び自己決定尊重のための権利擁護サービスの利用を支援するとともに、制度の普及・啓発に取り組みます。
- 高齢者の状況に適した成年後見制度や権利擁護サービスが利用でき、尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会に参加できるよう、地域や行政等に司法を加えた多様な分野・主体と連携します。

### 基本施策 3 高齢者の住まいの確保

- 保証人の不在や経済的な状況など様々な事情により住まいの確保が困難な高齢者を支援するための仕組みづくりに取り組みます。
- 家族や住宅の状況、経済上の理由（非課税世帯等）で、在宅での生活が困難な高齢者について、市の措置で養護老人ホームに入所して、自立した生活が送れるよう支援します。

#### ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
高齢者虐待の通報を受け、事実確認調査を行った割合	100.0%	100.0%

※ 現状値は令和4年度、目標値は令和8年度



## 基本目標 6 介護保険の適切なサービス利用

### 【本計画において目指す姿】

介護保険制度が理解され、本人の状態に応じた適切なサービスが受けられるようになっていきます。

### 基本施策 1 介護サービス提供体制の整備

- 「むさし」「天拝の園」「旧アシスト桜台」「ちくしの荘」の4つの日常生活圏域ごとに介護サービス体制を構築します。
- 要介護状態となっても在宅生活を継続できるように、在宅生活者向けの地域密着型サービスを引き続き整備します。
- 増加する介護ニーズに対応するため、居住系の地域密着型サービスの整備を進めます。
- 福岡県が指定する施設サービス、高齢者向け住宅については、筑紫地区の動向を踏まえ、需要と供給の状況と事業者の意向の把握に努めます。
- 介護人材確保及び介護現場の生産性向上のため、市の取り組みを進めます。

### 【日常生活圏域の状況と地域密着型サービス事業所の整備状況】

日常生活圏域の状況 (令和5年10月1日時点)	むさし	天拝の園	旧アシスト桜台	ちくしの荘
圏域人口(人)	27,473	23,650	21,591	33,864
高齢者人口(人)	6,791	6,634	6,855	7,865
高齢化率(%)	24.72%	28.05%	31.75%	23.23%
地域密着型サービス事業所数 (令和5年度末時点)	むさし	天拝の園	旧アシスト桜台	ちくしの荘
地域密着型通所介護	1	0	3	3
認知症対応型通所介護	0	0	0	2
小規模多機能型居宅介護	0	0	2	2
認知症対応型共同生活介護	4	1	3	3
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1	0	0	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	0	0

【施設サービス・居住系サービスの整備状況（広域）】

サービス種別	令和5年10月1日時点	
	事業所数	定員等
特定施設入居者生活介護	4	242
介護老人福祉施設	4	280
介護老人保健施設	3	220
介護医療院・介護療養型医療施設	1	6
住宅型有料老人ホーム	17	849
サービス付高齢者向け住宅	4	180
軽費老人ホーム	1	50
養護老人ホーム	1	80

【地域密着型サービスの整備計画】

サービス種別	令和5年度末時点		第9期整備予定		令和8年度末時点	
	事業所数	定員等	事業所数	定員等	事業所数	定員等
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-	2	-	3	-
夜間対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
地域密着型通所介護	7	88	-	-	7	88
認知症対応型通所介護	2	24	-	-	2	24
小規模多機能型居宅介護	4	108	1	29	5	137
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	※	※	※	※
認知症対応型共同生活介護	11	180	1~2	27	13	207
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	49	1	29	3	78
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1	29	1	29

※第9期計画では、小規模多機能型居宅介護1事業所（定員29人）の整備において、看護小規模多機能型居宅介護での整備も可能とします。

【施設サービスの整備計画】

第9期計画では、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護医療院の新たな整備は行いません。

## 基本施策2 介護給付適正化の取り組み

- 「筑紫野市介護給付適正化計画」に基づき、介護給付の適正化に取り組みます。（介護給付適正化計画は65ページ参照）

（主な取り組み内容）

- ・ 認定調査員の資質向上及び要介護認定の適正化【要介護認定の適正化】
- ・ 介護サービス計画の点検【ケアプランの点検】
- ・ 住宅改修や福祉用具の利用にかかる点検【住宅改修等の点検】
- ・ 不適切な給付請求や医療と介護の重複請求の点検【縦覧点検・医療情報との突合】
- ・ 介護支援専門員の資質向上の取り組み、自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの支援【自立支援・重度化防止に向けた取り組み】
- ・ 介護サービス事業所に対する指導【介護サービス事業所に対する集団指導、運営指導】
- ・ 介護保険制度に関する啓発

### ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
介護サービスに関する苦情受付件数	8件	8件
受給者1人あたりの給付月額（在宅、居住系サービス）の福岡県平均に対する割合	94.4%	94.4%

※ 現状値は令和4年度、目標値は令和8年度。

## 2 第9期計画期間中に実施する事業

### 基本目標 1 生きがいつくりと介護予防の推進

施策・事業	内容
高齢者が通い、交流できる場づくり	「健康、友愛、奉仕」の三大運動をテーマに、地域活動や交流に取り組むシニアクラブの活動を支援します。
	公民館等で茶話会や体操等を行う高齢者サロンに対して、補助金等で支援を行います。
	高齢者の交流の場、居場所づくりに努めます。
	高齢者がスマートフォンやタブレットを使って地域活動等に参加できるように学習会を開催します。
	シニアクラブに対し、保健師や管理栄養士、健康運動指導士等の講師を派遣して、介護予防の講話を行います。
	保健師や管理栄養士による低栄養防止・生活習慣病重症化予防のための個別指導や地域の通いの場での保健指導等を行います。
	カミーリヤの運動指導室や歩行訓練プールで健康運動指導士が、利用者の状態にあった支援を行います。
健康や介護予防等の講座を通じ学ぶ場	市民団体からの申請により、地域に講師派遣して介護予防等の講話を行います。
	地域と行政が一体となり、健康運動指導士や健康づくり運動サポーターが中心となり、ロコモティブシンドローム予防やフレイル予防のための運動実践の指導を行います。
	地域の公民館等で開催されている高齢者サロンに対し音楽活動講師を派遣し、介護予防に資する活動となるよう支援します。
	地域からの依頼に対し、地域包括支援センターの職員より、フレイル予防、健康管理、体操、権利擁護等の講話を通じて、介護予防等の啓発を行います。
社会資源情報の発信	高齢者が通い、交流できる場の情報提供に努めます。
地域の担い手として社会参加・活動できる場づくり	健康づくりサポーター（健康づくり運動サポーター・食生活改善推進員）として活動に必要な知識技術について講話及び実技の講習を行い、地域で活動できるよう支援します。
	地域の見守りや生活支援等の担い手を育成する講座を開催し、地域で活動できるように支援します。
就労・就業への支援	市内在住60歳以上の方を対象にシルバー人材センターの活動会員を募集し、就労を支援することで、高齢者の生きがいつくりにつながるよう努めます。
	就労困難な高齢者による空き缶・ごみ拾い等の美化作業等をシルバー人材センターに委託して実施します。

## 基本目標 2 日常生活・見守りの支援

施策・事業	内 容
認知症や地域での 支え合いに関する 学習会	<p>認知症に関する正しい知識の普及啓発及び認知症の人や家族を応援するサポーターの養成に努めます。</p> <p>生活支援・見守りから地域の支え合いの必要性を啓発することで地域包括ケアシステムの推進を図ります。</p> <p>災害時等要援護者支援制度等、福祉に関する講座を開催し、地域福祉の推進を図ります。</p>
地域の支え合い等 の社会資源の情報 発信	<p>市内の民間企業や病院、地域活動等をまとめた社会資源情報誌を作成し、関係者への周知に努めます。</p>
地域の見守りや生活 支援に関する 事業	<p>隣近所のさり気ない見守りができる啓発チラシの周知・啓発に努めます。</p> <p>民生委員・児童委員や福祉委員が地域住民の訪問見守り、生活相談等により、高齢者が地域で安心して生活できるよう努めます。</p> <p>シニアクラブ会員による見守り訪問が充実するよう努めます。</p> <p>ひとり暮らしの高齢者等の見守りについて、民間企業からの情報提供等ができる体制づくりに努めます。</p> <p>地域の生活支援の発掘や開発支援等を目的とした生活支援コーディネーターにより、地域支え合い活動の推進を図ります。</p> <p>電球交換やごみ出し等、地域住民が主体となった生活支援活動が充実するよう努めます。</p> <p>高齢者が認知症等により行方不明になった場合に早期に発見し、高齢者の安全やその家族への支援ができるように努めます。</p> <p>地域による日頃の見守りなどを行う中で、災害時等緊急時に地域の共助による支援を希望する人の登録を行います。</p> <p>一人暮らしの高齢者等に対し緊急通報システムを貸与することにより急病、災害等の緊急時に適切な対応がとれるよう努めます。</p>
地域の支え合いや 生活支援に関する 担い手の育成	<p>食事の管理が困難な高齢者に対し夕食弁当を配達して安否確認を行います。</p> <p>地域の見守りや地域の支え合いとしての生活支援等を行う講座を開催し、地域の担い手の育成に努めます。</p>

### 基本目標 3 認知症施策の推進

施策・事業	内容
専門職による相談	身近なかかりつけ医で認知症に関する相談を受け、必要な診断や専門医の治療に繋ぐことができるように努めます。
	医療や介護に繋がらない認知症が疑われる人やその家族を専門職が訪問し、必要な医療に繋ぐよう支援します。
認知症についての講座	認知症に関する正しい知識の普及啓発及び認知症の人や家族を応援するサポーターの養成に努めます。
	介護を考える家族の会と協働し、介護者家族の交流や情報交換会、学習会等の活動を支援し、市民の関心を高めるよう努めます。
情報発信	認知症の段階に応じて適切な支援ができるようにまとめた冊子を使って、周知・啓発を行います。
担い手の育成	認知症に関する正しい知識の普及啓発及び認知症の人や家族を応援するサポーターの養成に努めます。
	介護を考える家族の会と協働し、介護者家族の交流や情報交換会、学習会等の活動を支援し、市民の関心を高めるよう努めます。
その他	筑紫野市・太宰府市・筑紫野警察署の3者で認知症高齢者等の行方不明者の捜索について、連携して早期発見に努めます。
	認知症高齢者が行方不明になった場合に早い段階で捜索活動ができるよう事前に必要な情報を登録し、発生時に活用できるように努めます。
	認知症高齢者が行方不明になった際は「防災メールまもるくん」を活用して捜査協力の呼びかけを行います。

### 基本目標 4 在宅医療・介護連携の推進

施策・事業	内容
在宅医療・介護連携にむけての協議の場	筑紫地区で必要な医療及び介護サービスが継続して一体的に受けることができるように会議や研修会等を通じて体制づくりができるよう努めます。
	市内の医療及び介護サービスを提供する機関で在宅医療・介護連携について協議し、市民啓発等必要な対策を検討します。

## 基本目標 5 高齢者の人権擁護

施策・事業	内容
人権擁護に関する学習会	地域からの依頼に対し、地域包括支援センターの職員より、フレイル予防、健康管理、体操、権利擁護等の講話を通じて、介護予防等の啓発を行います。
	成年後見制度に関する講演会を開催し、制度の周知に努めます。
人権擁護に関する社会資源	市内の民間企業や病院、様々な相談窓口等をまとめた社会資源情報誌を作成し、関係者への周知に努めます。
人権擁護に関する相談	高齢者の財産や生活資金等の管理及び後見等に関する問題を中心に司法書士等が無料で相談対応し、高齢者の人権擁護に努めます。

## 基本目標 6 介護保険の適切なサービス利用

施策・事業	内容
介護サービス提供体制の整備	整備計画に基づき地域密着型サービスの事業者を公募により決定します。
	地域密着型サービス事業者等に対し地域密着型施設等整備補助金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付します。
	介護人材確保のための事業に取り組みます。
	介護現場の生産性向上のための事業に取り組みます。
介護給付適正化の取り組み	認定調査員の資質向上及び要介護認定の適正化に取り組みます。
	介護支援専門員の資質向上を図るためケアプランの点検を実施します。
	適切なサービス利用を図るため、住宅改修、福祉用具の利用にかかる点検を実施します。
	不適切な給付請求を防ぐため縦覧点検・医療情報との突合を実施します。
	介護支援専門員の資質向上を図るため居宅介護支援事業所連絡会による研修会の開催を支援します。
	適切なサービス提供及び質の向上を図るため、介護サービス事業所に対する集団指導、運営指導を実施します。
	適切なサービス提供及び質の向上を図るため、介護サービス相談員派遣事業を実施します。
介護保険ガイドブックを作成し介護保険制度の周知をします。	

# 第5章 介護サービスの量の見込みと介護保険料

## 1 算出の流れと被保険者数・認定者数

### (1) 介護保険事業量・給付費の推計手順

厚生労働省が提供する計画策定のための地域包括ケア「見える化」システムを使用し、令和6年度から令和8年度及び令和12年度（2030年度）から令和32年度（2050年度）までのサービス見込量や給付費を推計しました。

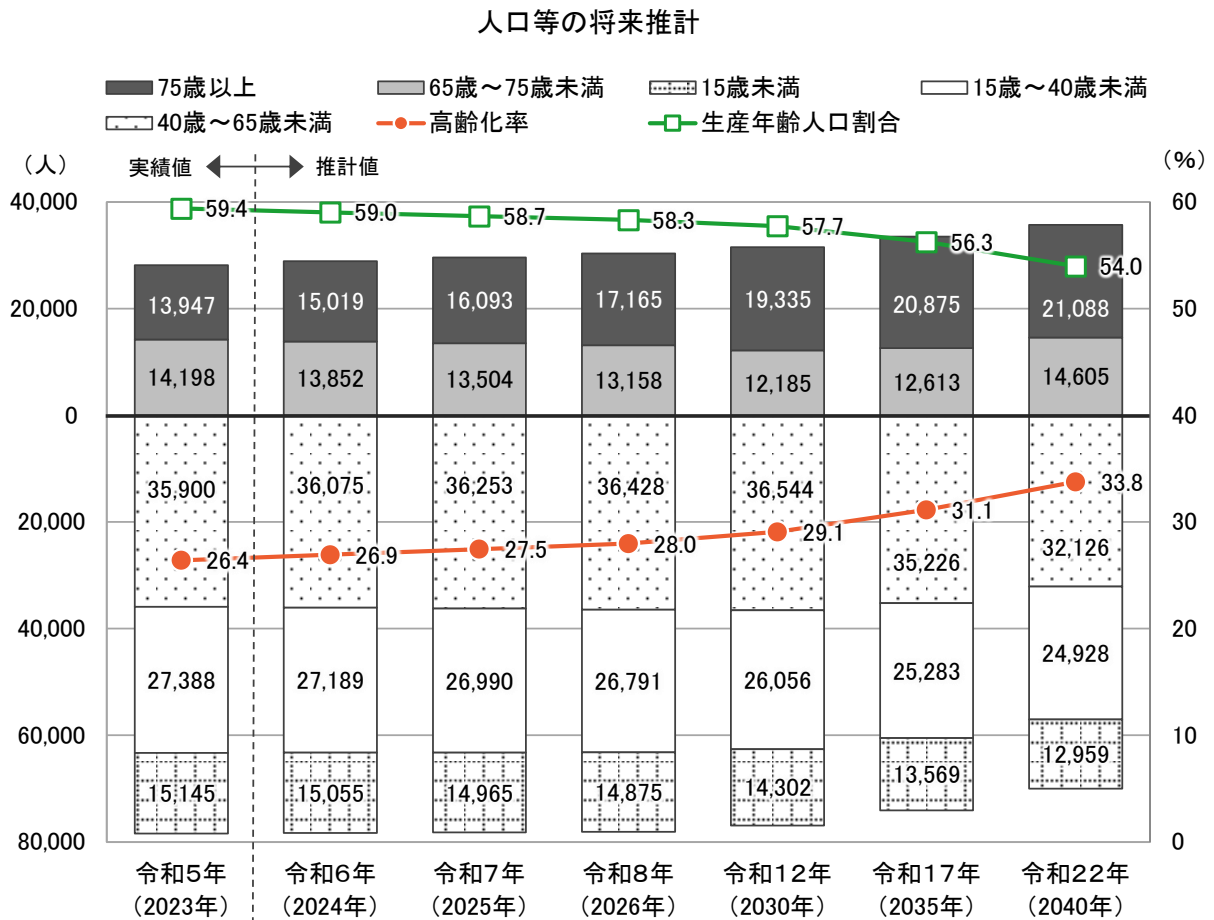
推計の流れは以下のとおりです。





## (2) 被保険者数と要介護（支援）認定者数

筑紫野市の総人口は、令和8年に108,417人となり、令和5年（106,578人）と比較して1.72%増加、65歳以上の高齢者人口は2,178人の増加が見込まれます。令和5年10月時点では、本市の高齢化率26.41%は県内で11番目に低く、比較的高齢化が進んでいないものの、令和22年には高齢化率が33.8%、65～74歳までの前期高齢者が14,605人、75歳以上の後期高齢者が21,088人となることが見込まれます。



資料：令和5年：住民基本台帳（令和5年10月1日時点）  
令和6年以降：住民基本台帳より推計

## 被保険者数推計値

(人)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総数	64,196	64,878	65,613	67,425	66,054	63,889
第1号被保険者数	28,294	28,920	29,597	31,519	35,690	38,059
第2号被保険者数	35,902	35,958	36,016	35,906	30,364	25,830

※地域包括ケア「見える化」システムを用いて推計

## 要介護（支援）認定者数推計値

(人)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総数	4,646	4,794	4,960	5,618	6,881	6,966
要支援1	766	791	816	924	1,062	1,045
要支援2	948	985	1,018	1,140	1,357	1,377
要介護1	762	786	819	941	1,171	1,153
要介護2	627	639	652	735	891	910
要介護3	600	624	653	739	948	982
要介護4	585	600	619	703	894	922
要介護5	358	369	383	436	558	577
うち第1号被保険者数	4,564	4,712	4,878	5,536	6,811	6,907
要支援1	750	775	800	908	1,049	1,034
要支援2	928	965	998	1,120	1,340	1,362
要介護1	757	781	814	936	1,166	1,150
要介護2	610	622	635	718	876	898
要介護3	594	618	647	733	943	977
要介護4	577	592	611	695	887	916
要介護5	348	359	373	426	550	570

※地域包括ケア「見える化」システムを用いて推計

## 2 介護保険サービス等の見込量・必要数

介護保険サービス等の見込量（利用者数）・必要数について、以下のとおり見込みます。市において整備計画を策定し、公募により整備を行うサービス・施設種別については本計画期間における整備予定の有無を記載しています。

### (1) 居宅サービスの見込量・必要数

#### ① 訪問介護（ホームヘルプ）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
訪問介護	人/月	628	653	685	750	943	960

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの身体介護や日常生活の援助を行います。

#### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
訪問入浴介護	人/月	15	17	18	19	24	25
介護予防訪問入浴介護	人/月	0	0	0	0	0	0

浴槽を積んだ移動入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

#### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
訪問看護	人/月	302	313	329	360	454	463
介護予防訪問看護	人/月	106	110	114	128	151	152

医師の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の支援や手当を行います。

#### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
訪問リハビリテーション	人/月	73	75	81	88	109	111
介護予防訪問リハビリテーション	人/月	33	35	36	40	47	47

理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
居宅療養管理指導	人/月	857	891	939	1,027	1,295	1,323
介護予防 居宅療養管理指導	人/月	95	98	101	114	134	135

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。

⑥ 通所介護（デイサービス）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
通所介護	人/月	918	952	993	1,083	1,354	1,371

デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴などの支援やレクリエーションを通じた機能訓練を日帰りで行います。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
通所リハビリテーション	人/月	349	361	377	420	524	531
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	217	225	232	261	307	308

デイケアセンターなどに通って、入浴・食事などの支援や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
短期入所生活介護	人/月	139	144	150	165	209	213
介護予防 短期入所生活介護	人/月	9	10	10	14	18	18

施設などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事、その他日常生活の支援や機能訓練を行います。

第9期計画では、1事業所（20床）の整備を目指します。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療系ショートステイ）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
短期入所療養介護	人/月	19	20	21	24	30	31
介護予防 短期入所療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1

介護老人保健施設・医療施設・介護医療院などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事、その他日常生活の支援や機能訓練を行います。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
特定施設入居者生活介護	人/月	153	158	162	184	233	238
介護予防 特定施設入居者生活介護	人/月	46	47	49	55	65	64

介護付き有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他の日常生活の支援や看護、機能訓練を行います。

第9期計画では、新たな整備は行いません。

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
福祉用具貸与	人/月	1,075	1,117	1,170	1,287	1,615	1,648
介護予防福祉用具貸与	人/月	621	643	666	758	893	897

車いす・歩行器など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
特定福祉用具購入費	人/月	16	16	17	18	22	22
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	14	17	19	23	27	27

入浴や排せつに用いる特定の福祉用具の購入費の一部を支給します。

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
住宅改修	人/月	20	22	23	26	32	33
介護予防住宅改修	人/月	24	29	34	42	49	49

手すりの取り付け、段差解消などの小規模な住宅改修費の一部を支給します。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
居宅介護支援	人/月	1,585	1,644	1,702	1,907	2,386	2,420
介護予防支援	人/月	785	813	842	964	1,133	1,138

家族の相談に応じて、状態にあった居宅サービス・地域密着型サービスなどを適切に利用できるように、ケアマネジャーがケアプラン（介護サービス計画）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

## (2) 施設サービスの見込量・必要数

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
介護老人福祉施設	人/月	292	295	298	341	432	446

自宅での介護が困難な人が入所し、入浴・排せつ・食事などの介助、機能訓練、健康管理などを行います。

第9期計画では、新たな整備は行いません。

### ② 介護老人保健施設

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
介護老人保健施設	人/月	190	191	192	210	247	264

看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとで介護、機能訓練、必要な医療及び日常生活の支援を行います。

第9期計画では、新たな整備は行いません。

### ③ 介護医療院

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
介護医療院	人/月	77	80	83	91	109	118

長期の療養を必要とする人が入所し、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

第9期計画では、新たな整備は行いません。

### (3) 地域密着型サービスの見込量・必要数

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/月	26	43	46	55	72	81

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により家庭を訪問し、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

第9期計画では、2事業所の整備を目指します。

#### ② 夜間対応型訪問介護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0

夜間の定期的な巡回や通報により、訪問介護を行います。

筑紫野市の指定事業所はありません。

#### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
認知症対応型通所介護	人/月	31	31	31	31	31	31
介護予防 認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0	0	0	0

認知症の人へ、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

第9期計画では、新たな整備は行いません。

#### ④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	52	54	62	72	88	89
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人/月	6	6	7	11	12	12

事業所への通いを中心に、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、介護や機能訓練などを行います。

第9期計画では、1事業所（定員29人）の整備を目指します。

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	169	174	200	220	235	235
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

認知症の人が、家庭的な環境で共同生活する住居で、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。

第9期計画では1または2事業所（定員合計27人）の整備を目指します。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	25	29	58	58

定員が29人以下の介護付き有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他の日常生活の支援や看護、機能訓練を行います。

第9期計画では、1事業所（定員29人）の整備を目指します。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	46	49	76	74	103	103

定員が29人以下の特別養護老人ホームに、自宅での介護が困難な人が入所し、入浴・排せつ・食事などの介助、機能訓練、健康管理などを行います。

第9期計画では、1事業所（定員29人）の整備を目指します。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ一体的に提供します。筑紫野市の指定事業所はありません。第9期計画では小規模多機能型居宅介護1事業所（定員29人）の整備において、看護小規模多機能型居宅介護での整備も可能とします。

⑨ 地域密着型通所介護

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
地域密着型通所介護	人/月	146	156	165	183	230	230

小規模なデイサービスセンターなどに通い、食事・入浴などの支援やレクリエーションを通じた機能訓練を日帰りで行います。



#### (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の見込量・必要数

##### ① 訪問介護相当サービス

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
訪問介護相当サービス	人/月	388	395	403	436	503	503

要支援者等の自宅にホームヘルパーが訪問して、入浴・排せつ・食事などの身体介護や日常生活の援助を行います。

##### ② 訪問型サービスA

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
訪問型サービスA	人/月	1	4	4	8	14	17

要支援者等の自宅に訪問して、掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

##### ③ 通所介護相当サービス

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
通所介護相当サービス	人/月	634	647	660	713	823	823

要支援者等が、デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴などの支援やレクリエーションを通じた機能訓練を日帰りで行います。

#### (5) 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

介護保険サービス以外にも、見守り・生活相談や生活支援サービスなどを提供する住まいである住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等への需要は高まっており、本市においても多数立地しています。

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況も加味したうえで、介護サービス基盤の整備を行います。

##### 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

住宅種別	事業所数	定員等
住宅型有料老人ホーム	17	849
サービス付き高齢者向け住宅	4	180

※令和5年10月現在

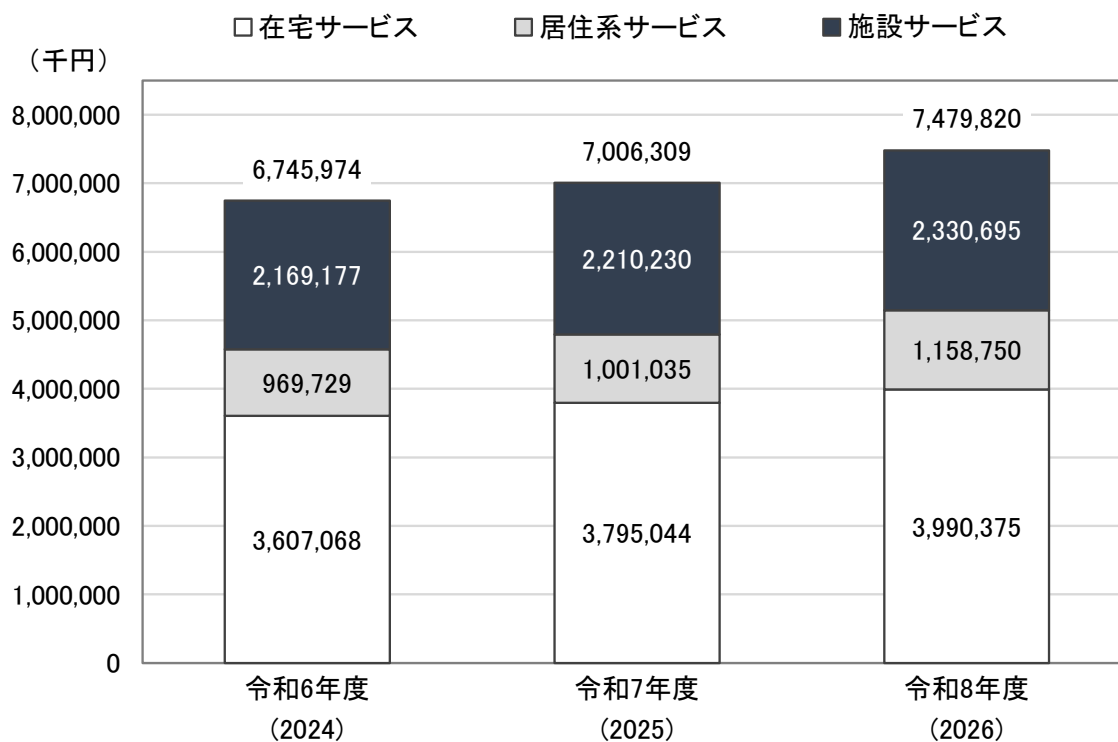
### 3 給付費の見込量

#### (1) 介護サービス給付費の見込量

##### ○ 介護（予防）サービス給付費

第9期計画期間の介護（予防）サービス給付費は、各サービスの見込量（利用者数）から算出し、以下のように見込んでいます。

介護（予防）サービス 給付費



単位：千円

	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	第9期合計
在宅サービス	3,607,068	3,795,044	3,990,375	11,392,487
居住系サービス	969,729	1,001,035	1,158,750	3,129,514
施設サービス	2,169,177	2,210,230	2,330,695	6,710,102
合計	6,745,974	7,006,309	7,479,820	21,232,103

※在宅サービス：居住系サービス、施設サービス以外のサービス

※居住系サービス：認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護

※施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

○ 介護保険標準給付費

介護（予防）サービス給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料支払額を含めた標準給付費見込額を以下のように見込んでいます。

標準給付費見込額

単位：円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	第9期合計
介護(予防)サービス給付費	6,745,974,000	7,006,309,000	7,479,820,000	21,232,103,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	137,592,681	142,155,411	147,077,773	426,825,865
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	183,793,191	189,920,188	196,496,482	570,209,861
高額医療合算介護 サービス費等給付額	24,662,969	25,448,617	26,329,816	76,441,402
算定対象 審査支払手数料	4,032,978	4,161,456	4,305,552	12,499,986
標準給付費見込額	7,096,055,819	7,367,994,672	7,854,029,623	22,318,080,114

(2) 地域支援事業費の見込量

○ 地域支援事業費

介護予防サービスや生活支援サービスなどに関する費用である地域支援事業費については、以下のように見込んでいます。

地域支援事業費の見込量

単位：円

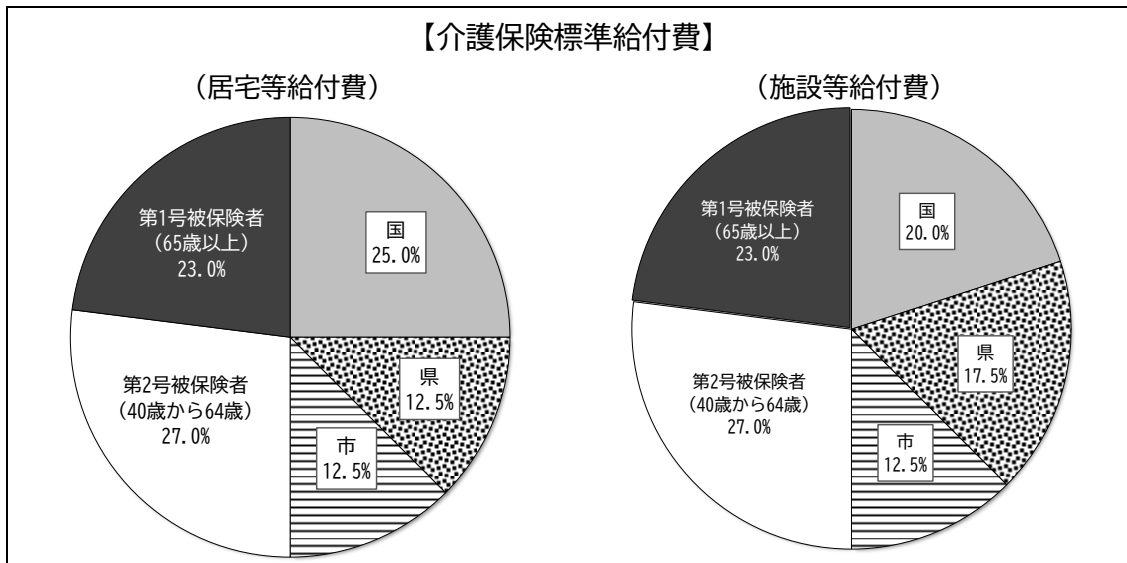
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	第9期合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	360,887,578	369,620,918	380,477,515	1,110,986,011
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	125,276,000	116,354,000	116,354,000	357,984,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	42,829,202	42,799,587	43,048,946	128,677,735
地域支援事業見込額	528,992,780	528,774,505	539,880,461	1,597,647,746

## 4 第1号被保険者保険料

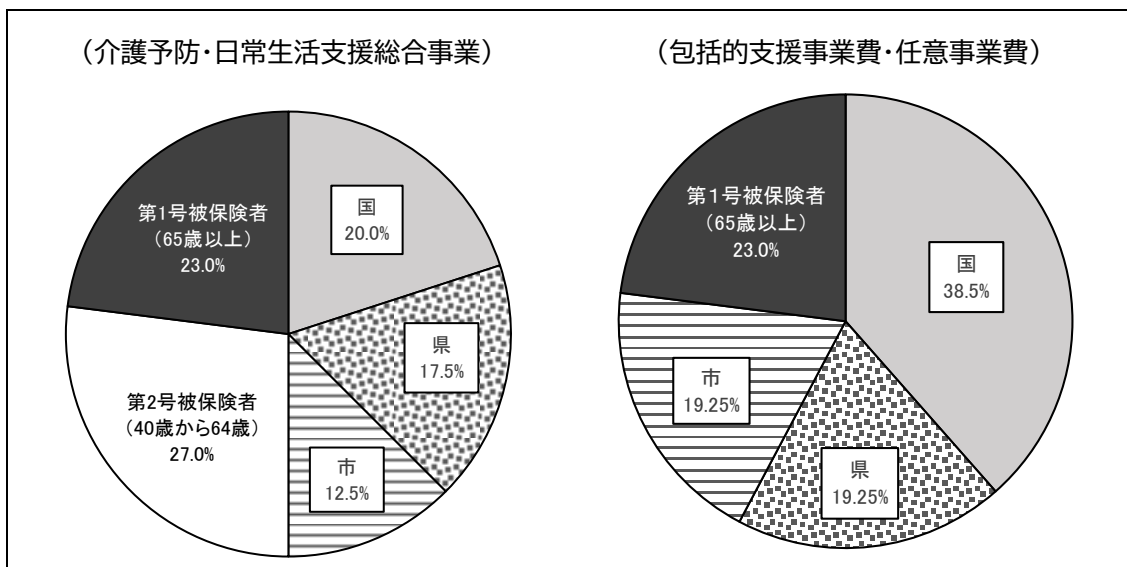
### (1) 第9期（令和6年度から令和8年度）介護保険料

第9期計画における介護保険事業の標準給付費、介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成は以下ようになります。

事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割～3割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。



地域支援事業費については、実施する事業によって費用の負担割合が異なり、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が賄われています。



第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）における介護保険標準給付費を約223億2千万円（第8期計画から9.2%増）、地域支援事業費を約16億円（第8期計画から12.5%増）と見込み、この額から算出した第9期介護保険料基準額は月額5,889円となります。

令和5年度末の介護給付費支払準備基金の残高の見込みは約6億1千万円となっています。この基金から3億500万円を活用することとし、第9期保険料の上昇の抑制に使うことで保険料基準額を月289円程度減額します。

第9期第1号被保険者介護保険料基準額 月額 5,600円

単位：円

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
A	標準給付費見込額	7,096,055,819	7,367,994,672	7,854,029,623	22,318,080,114
B	地域支援事業費見込額	528,992,780	528,774,505	539,880,461	1,597,647,746
C	第1号被保険者負担分相当額	1,753,761,178	1,816,256,911	1,930,599,319	5,500,617,408
D	調整交付金相当額	372,847,170	386,880,780	411,725,357	1,171,453,306
E	調整交付金見込交付割合	1.41%	1.98%	2.42%	
F	調整交付金見込額	105,143,000	153,205,000	199,275,000	457,623,000
G	準備基金取崩額				305,000,000
H	保険料収納必要額				5,909,447,714
I	予定保険料収納率	99.00%			
J	弾力化をした場合の所得段階別加入者割合補正後被保険者数(人)	28,952	29,593	30,286	88,830
K	保険料基準額 年額	67,200円			
L	保険料基準額 月額	5,600円			

$$C(\text{第1号被保険者負担分相当額}) = (A+B) \times 23\%$$

$$D(\text{調整交付金相当額}) = (A + \text{介護予防・日常生活支援総合事業費}) \times 5\%$$

$$F(\text{調整交付金見込額}) = (A + \text{介護予防・日常生活支援総合事業費}) \times E$$

$$H(\text{保険料収納必要額}) = C + D - F - G$$

$$K(\text{保険料基準額年額}) = H \div I \div J$$

## (2) 第9期の保険料段階

介護保険料の設定にあたっては、被保険者の負担能力に応じた、より細かい設定が可能となっています。

筑紫野市における第9期計画における保険料の段階設定については、第8期計画に準じて、以下のように所得段階別の保険料を設定します。

介護保険料所得段階と保険料基準額に対する割合

所得段階	倍率	年額(円)	対象者
第1段階	0.285	19,152	生活保護受給者、世帯非課税の老齢福祉年金受給者、市民税が世帯非課税で本人の収入等が 80 万円以下の人
第2段階	0.485	32,592	市民税が世帯非課税で本人の収入等が 80 万円超 120 万円以下の人
第3段階	0.685	46,032	市民税が世帯非課税で本人の収入等が 120 万円超の人
第4段階	0.85	57,120	市民税が世帯課税・本人非課税で本人の収入等が 80 万円以下の人
第5段階	1.00	67,200 (基準額)	市民税が世帯課税・本人非課税で本人の収入等が 80 万円超の人
第6段階	1.15	77,280	市民税が本人課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人
第7段階	1.25	84,000	市民税が本人課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人
第8段階	1.50	100,800	市民税が本人課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人
第9段階	1.60	107,520	市民税が本人課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人
第10段階	1.85	124,320	市民税が本人課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人
第11段階	2.10	141,120	市民税が本人課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第12段階	2.20	147,840	市民税が本人課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人
第13段階	2.30	154,560	市民税が本人課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人

※本人の収入等：公的年金等収入額と合計所得金額の合計

## 第6章 介護給付適正化計画

---

### (1) 計画の趣旨と目的

---

介護給付適正化計画は、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定及び国の指針により、市町村介護保険事業計画において定めることとされた介護給付適正化に関し市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものです。

#### (国の指針)

- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針
- 介護給付適正化計画に関する指針

#### (福岡県の指針)

- 福岡県介護保険給付適正化計画（第6期）

本市の要介護等認定率や第1号被保険者一人あたりの介護給付費は令和元年までは減少傾向または横ばいでしたが、令和2年度からは増加に転じています。高齢化率についても年々上昇しており、今後も継続して上昇し、高齢者人口が増加する事が推測されます。特に75歳以上の後期高齢者人口の増加が見込まれることから、介護給付費のさらなる増加が推測されます。こうしたことから、介護給付適正化に向けた取り組みの推進が重要になると考えます。

本計画は、市民の適正な介護サービス利用を促進しながら、給付を適正化することを主な目的とします。適正化により得られる効果は以下のようになります。

- 利用者の自立支援に向けて、必要かつ適切なサービスの提供につながる
- 過剰な介護サービスの提供等必要性の低いサービス給付が抑制され、費用の効率化、介護保険料の上昇の抑制につながる
- 介護保険制度の信頼性や持続可能性が高まる
- 地域や民間を含めた多様な社会資源の効率的・効果的な活用が図られ、介護を社会全体で支える仕組みづくりにつながる

## (2) 筑紫野市の現状及び成果（令和3年度～令和5年度）

### 1. 筑紫野市の現状と課題

高齢者人口に占める後期高齢化の増加に伴い、令和2年度から要介護認定率と第1号被保険者一人あたりの介護給付費は増加に転じています。しかし、年齢構成を全国平均に調整して計算する調整済認定率は横ばいであり、また、第1号被保険者一人あたりの介護給付費も微増にとどまっていることから、これまでの介護給付適正化の取り組みに一定の成果があったと考えます。

今後は、さらなる高齢化の進展に伴う介護給付費の急激な増加が見込まれることから、これまで以上に重点的かつ効果的な適正化事業に取り組む必要があります。

<参考資料の掲載ページ>

5 ページ 第2章 1.(1) 本市における高齢化率及び人口の推計

24 ページ 第2章 4.(1) 認定者数・サービス利用者の推移

25 ページ 第2章 4.(2) 介護サービス種類別の給付費の推移

### 2. 第8期計画における介護給付適正化の取り組み内容と評価

国の介護給付費適正化計画に関する指針に基づき、主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費の通知）の全てに取り組みました。

また、自立支援型地域ケア会議や居宅介護支援事業所連絡会により介護支援専門員の資質向上及び育成に引き続き努めました。

全体指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
第1号被保険者一人一月あたりの介護給付費の増加率	△0.7%	2%以下	1.84%



## ① 要介護認定の適正化

- 介護支援専門員の資格を持つ適正化職員を配置し、委託調査を全件点検しました。
- 直営調査においては、別の直営調査員による全件点検を行いました。
- 区分変更申請の認定調査は原則直営調査員で実施しました。

活動指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
認定調査票の点検割合	100%	100%	100%
変更認定調査の直営実施割合	100%	100%	100%
調査員現任研修の参加割合	100% (委託・直営全て)	100%	100% (委託・直営全て)

## ② ケアプランの点検

- 毎年度当初に点検対象事業所を選定し、計画的なケアプラン点検を実施しました。
- 1回の点検につき介護支援専門員一人あたり1件から3件とし、実施後のアンケートを取るなど負担軽減や効果的実施方法の検証を行いました。
- 福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が提供する帳票（給付実績の活用）を活用することにより、より効果的な対象者の選定を行いました。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者の点検を強化しました。
- 誤請求の是正のため、給付実績との確認を行いました。
- 福岡県主催のケアプランチェック指導研修会に市担当者、地域包括支援センター職員が参加し、点検技術の向上に努めました。

活動指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
点検件数 (内介護予防)	15事業所 47件 (0件) ※点検強化	8事業所 30件 (6件)	4事業所 19件 (0件)
居住系施設入居者の点検件数	点検事業所につき 0~3件	点検事業所につき 1件以上	点検事業所につき 0~6件
給付実績の活用帳票数	2帳票	3帳票以上	4帳票 ※令和5年度

### ③ 住宅改修等の点検

- 住宅改修工事前に書類による全件点検を実施しました。疑義が生じたものは訪問による調査を実施しました。
- 福祉用具の購入ための計画書について全件点検をし、疑義が生じたものは福祉用具事業所や介護支援専門員への確認を行いました。
- 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出（以下、「軽度者の届出」という。）は、全て介護支援専門員への確認を行い、適正利用を指導しました。

活動指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
住宅改修申請時の点検割合 （書類または訪問）	100%	100%	100%
福祉用具購入申請時の点検割合 （書類または聴取）	100%	100%	100%
軽度者の届出時の確認割合	100%	100%	100%
軽度者の届出有無の確認回数	年2回	年2回	年2回

### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

- 国保連と連携し、介護報酬の支払い状況の確認及びサービス提供事業所への指導を行い、過誤調整につなげました。
- 国保連が点検を実施するもの以外の帳票を点検し、不適切な給付の有無を確認しました。
- 国保連と連携し、医療と介護の重複請求の確認及びサービス提供事業所への指導を行い、過誤調整につなげました。

活動指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
縦覧点検実施帳票数 （内国保連実施分）	5 帳票（4 帳票）	5 帳票（4 帳票）	5 帳票（4 帳票）
医療情報との突合件数 ※国保連実施分	21 件	30 件以上	21 件

⑤ 介護給付費の通知

- 介護サービスの適正利用につなげるため、受給者へ利用した介護サービス費用の明細書を通知しました。
- わかりやすい記載に変更するなど、効果的な通知方法に取り組みました。

活動指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
実施回数	年2回	年1回 ※効果的实施	年1回 ※効果的实施

⑥ 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

- 自立支援型地域ケア会議を定期的を開催し、リハビリテーション専門職などの多職種でケアプランを検討することで、自立支援につながるケアマネジメントの向上や地域課題の発掘を行いました。
- 介護支援専門員を対象とした研修会（居宅介護支援事業所連絡会）を年4回開催し、主に主任介護支援専門員が企画や運営に携わるなど自己研鑽の場を設けました。
- 居宅介護支援事業者向けに、保険者が考える適切なケアマネジメントの概要を更新し周知しました。
- 福岡県主催の介護予防支援従事者研修に市担当者、地域包括支援センター職員及び居宅介護支援事業所職員が参加しました。
- 高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、地域コミュニティの特色を生かした自立支援やフレイル予防を啓発しました。

活動指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
リハビリ職の参画割合 （自立支援型地域ケア会議）	100%	100%	100%
検討事例数 （自立支援型地域ケア会議）	17事例	20事例	22事例
居宅介護支援事業所連絡会 の開催回数	年4回	年4回	年4回
保険者方針の周知回数	年1回	年1回	年1回
介護予防支援従事者研修の 参加人数	地域包括支援 センターより 8名	地域包括支援 センターより 各1~2名	全体で8名
地域への自立支援や フレイル予防の啓発回数	年48回 ※健康学級にて実施強化	年30回以上	年59回

⑦ 介護サービス事業所に対する集団指導・運営指導

- 地域密着型サービス事業所に対する集団指導を毎年行いました。令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染予防のため書面開催としましたが、令和5年度は集合形式に戻し開催しました。
- 地域密着型サービス事業所の運営指導は、指定有効期間内に2回実施するため、毎年度当初に年間の実施スケジュールを作成し、計画的に実施しました。
- 居宅介護支援事業所については、県の集団指導資料を周知し、運営指導は指定更新時に行いました。
- 事業所の適正運営及び資質向上に向けた指導・助言を行い、不適切な運営については是正を求めました。
- 事業所などからの問い合わせに対しては、根拠を示すなど、わかりやすく丁寧な回答に努めました。
- 利用者やその家族からの苦情に対しては、事業所などへの事実確認と指導を実施することで、苦情の原因となる不適切な対応の改善を図りました。

活動指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
集団指導の実施回数 (地域密着型サービス事業所)	年1回	年1回	年1回
運営指導の頻度 (地域密着型サービス事業所)	各事業所3年毎	各事業所3年毎	各事業所3年毎
運営指導の頻度 (居宅介護支援事業所)	各事業所6年毎	各事業所6年毎	各事業所6年毎
介護サービスに関する苦情 受付件数	年6件	年6件	年8件

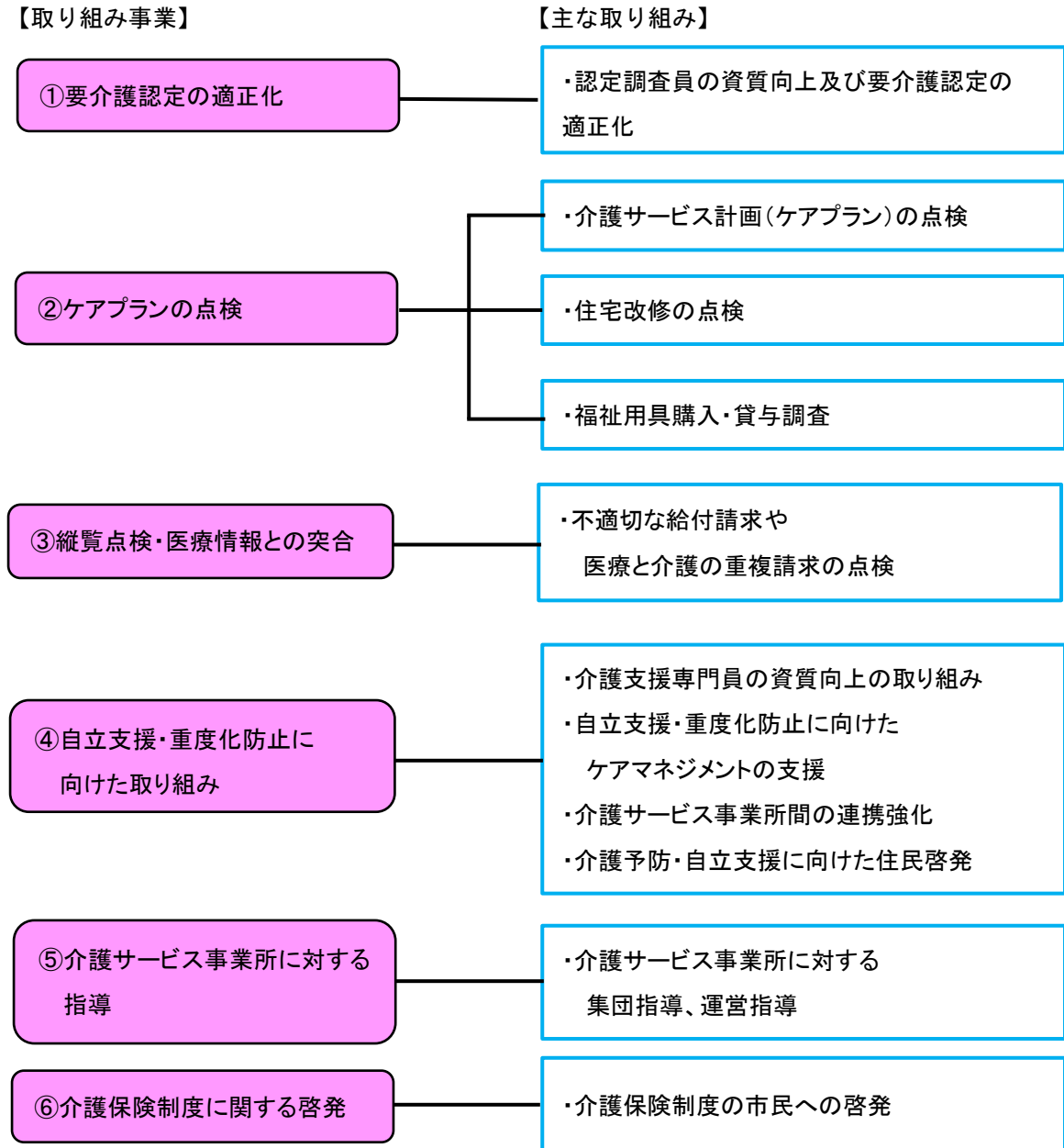
⑧ 介護保険制度に関する啓発

- 利用ガイドブックを毎年発行し介護保険制度の基本情報を周知しました。
- ホームページにおいて介護サービス事業所その他施設情報を随時更新しました。
- 筑紫野市社会資源情報誌を改訂し、関係機関や支援者に配布しました。
- 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び地域密着事業所向けに、研修や集団指導、市ホームページにおいて情報提供を行いました。

活動指標	令和2年度実績	令和5年度目標	令和4年度実績
介護保険料の収納率	96.2%	99.0%	98.5%

### (3) 今後の取り組みと目標（令和6年度～令和8年度）

国が示す介護給付適正化に関する指針に基づき、給付適正化主要3事業として①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検（ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）、③縦覧点検・医療情報との突合の全てに取り組めます。さらに介護予防や自立支援・重度化防止等の取り組みを強化することで、より効果的に推進していきます。



全体指標	現状	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受給者1人あたりの給付月額（在宅、居住系サービス）の福岡県平均に対する割合	94.4%	94.4%以下		

※現状は令和4年度の数値

## ① 要介護認定の適正化

【目標】 認定調査及び認定審査会運営の適正かつ公平性を保つ

【具体的な取組】

- 介護支援専門員の資格を持つ適正化職員を配置し、委託調査の全件点検を行う。
- 直営調査においては、別の直営調査員による全件点検を行う。
- 変更認定調査は全件直営調査員で実施する。
- 認定調査員現任研修の受講斡旋を継続する。
- 直営調査員による勉強及び検討会を開催する。
- 介護保険施設及び病院で実施する調査を当該施設（または病院）に委託する場合、調査件数の一部を直営調査員による調査とする。
- 県が実施する「認定審査会アドバイザー事業」を活用し、アドバイザーからの意見を基に審査の進行方法を改良する。

活動指標	現状	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査票の点検割合	100%	100%		
変更認定調査の直営実施割合	100%	100%		
調査員現任研修の参加割合	100% (委託・直営全て)	100% (委託・直営全て)		

※現状は令和4年度の数値

## ② ケアプランの点検

【目標】介護支援専門員の資質向上を図り、自立支援に資するケアマネジメントを促進する

### 【具体的な取組】

- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成したケアプランを提出してもらい、面談により聞き取り及び適切なケアマネジメントについての指導を行う。
- 困難事例の相談や業務運営の支援を行う。
- 特別に優秀な場合を除き、指定有効期間内に全事業所のケアプラン点検を実施する。
- 1回の点検につき介護支援専門員1人当たり原則1事例とし、実施後のアンケートを取る等、負担軽減や効果的实施方法の検証を継続する。
- 国保連から送信される給付実績を活用し、効果的・効率的な対象者の選定を行う。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者の点検を強化する。

活動指標	現状	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検事業所数	4事業所	年間5事業所以上		
居住系施設入居者の点検件数	点検事業所につき0~3事例	年間4事例以上		

※現状は令和4年度の数値

### ③ 住宅改修等の点検

【目標】 受給者の状態にそぐわない不要・不適切なサービス利用を排除し、自立支援に向けたケアマネジメントの意識を促進する

#### 【具体的な取組】

- 住宅改修利用に際して申請書類の内容について事業者へ確認を行い、説明が不十分な場合に訪問調査を実施する。また、福祉用具を利用している場合は合わせて確認する。
- 福祉用具購入に際して申請書類を点検し、疑義が生じた場合に事業者や介護支援専門員へケアプラン等の確認を行い、適正利用を指導する。
- 軽度者に対する福祉用具貸与の届出の全てについて介護支援専門員にケアプラン等の確認を行い、適正利用を指導する。
- 国保連から送信される給付実績を活用し、軽度者に対する福祉用具貸与の未届け者への指導を行う。

活動指標	現状	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修申請時の点検割合 (書類または訪問)	100%	100%		
福祉用具購入申請時の点検割合 (書類または聴取)	100%	100%		
軽度者の届出時の確認割合	100%	100%		
軽度者の届出有無の確認回数	年2回	年2回		

※現状は令和4年度の数値



#### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

【目標】 誤請求を早期発見し予防につなげる

【具体的な取組】

- 国保連からの伝送システムにより毎月送信される介護報酬の支払い状況の各種帳票を確認し、提供されたサービスの整合性や算定回数・日数等の点検及び医療保険との給付調整の誤りを発見する。
- 国保連との連携により、効果的な点検を実施する。
- 後期高齢者医療や国民健康保険の情報連携により、医療と介護の重複請求を点検する。

活動指標	現状	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検の実施（帳票数） ※国保連実施分	実施（4 帳票）	実施（件数は目標設定なし）		
医療情報突合の実施（件数） ※国保連実施分	実施（21 件）	実施（件数は目標設定なし）		
医療情報突合の実施（件数） ※市国保実施分	実施（7 件）	実施（件数は目標設定なし）		

※現状は令和4年度の数値

⑤ 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

【目標】介護支援専門員の自立支援に向けたケアマネジメントの意識向上及び生活支援体制整備の充実を図ることで介護予防・重度化防止を推進する

【具体的な取組】

- 自立支援型地域ケア会議においてリハビリテーション専門職の参画を基本とした多職種による事例検証を継続する。
- 介護サービス事業者間の連携強化、適切なケアマネジメントの支援、介護支援専門員の資質向上につながる居宅介護支援事業所連絡会や地域ケア会議の運営を支援する。
- 保険者が考える適切なケアマネジメントについて、テーマごとに居宅介護支援事業所や地域包括支援センター向けに周知する。
- 介護予防事業にリハビリテーション専門職が継続的に参画する。
- 福岡県主催の介護予防支援従事者研修に地域包括支援センター及び介護予防支援事業所が受講できるよう斡旋する。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、地域コミュニティの特色を生かした自立支援やフレイル予防を啓発する。
- 介護予防・生活支援サービス事業の内、住民主体サービスの創設に向けて取り組む。

活動指標	現状	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリ職の参画割合 (自立支援型地域ケア会議)	100%	100%		
検討事例数 (自立支援型地域ケア会議)	22 事例	32 事例		
居宅介護支援事業所連絡会の開催回数	年 4 回	年 4 回		
介護予防支援従事者研修の参加案内実施 (参加人数)	参加案内実施 (参加人数 8 人)	参加案内実施 (人数は目標設定なし)		

※現状は令和4年度の数値

⑥ 介護サービス事業所に対する集団指導・運営指導

【目標】 介護サービス事業所の適正運営及び適正給付の意識の向上を図る

【具体的な取組】

- 地域密着型サービス事業所については6年の指定有効期間内に2回の運営指導及び年1回の集団指導を実施する。
- 居宅介護支援事業所については6年の指定有効期間内に1回の運営指導及び集団指導を実施する。
- 介護保険施設等に介護相談員を派遣することにより、施設利用者及び家族の相談に応じ、利用者の疑義、不安または不満の解消を図るとともに、施設サービスの質の向上を目指す。
- 苦情の適切な分析及び対応により介護サービス事業所の指導及び支援を行う。
- 苦情対応の事務フローを年1回見直す。

活動指標	現状	令和6年度	令和7年度	令和8年度
集団指導の実施回数 (地域密着型サービス事業所)	年1回	年1回		
運営指導の頻度 (地域密着型サービス事業所)	6年間に2回実施	6年間に2回実施		
運営指導の頻度 (居宅介護支援事業所)	6年間に1回実施	6年間に1回実施		
介護サービスに関する苦情 受付件数	年8件	年8件以内		

※現状は令和4年度の数値

## ⑦ 介護保険制度に関する啓発

【目標】 介護保険制度を正しく理解することで適正利用につなげ、介護保険料の収納率の向上を図る

### 【具体的な取組】

- 介護保険ガイドブックを作成し、介護保険制度の基本情報を周知する。
- 制度やサービス事業所の最新情報をホームページにおいて更新する。
- 市広報に介護保険制度の改正について掲載し周知する。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に対して、会議や居宅介護支援事業所連絡会の機会を利用して最新情報を提供する。

活動指標	現状	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険ガイドブックの改訂頻度	年1回	年1回		

※現状は令和4年度の数値

## 第7章 計画の進行管理・点検評価

### 1 計画の進行管理

毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。

また、地域包括支援センター、筑紫野市社会福祉協議会、社会福祉関係団体や保健医療、教育関係機関、その他関連するすべての機関との連携を図り、介護保険サービスと福祉サービスの効率的な提供に努めます。

さらに、介護保険サービス事業所との連携を強化し、必要とされるサービスの質及び量の確保に努めるとともに、本計画が円滑に推進できるよう国の動向を注視しつつ、福岡県との緊密な連携に努めます。

### 2 計画の達成状況の点検評価等

#### (1) 公表と普及啓発

本計画策定後は福岡県知事に提出したうえで、市ホームページで公表します。

計画書冊子を関係機関に配布し周知するとともに計画推進に向けて連携を図ります。

また、本計画を通じて推進する地域包括ケアシステムは、地域の住民、介護者、介護事業者、関係団体等により支えられるものでありますので、これらの関係者が自分の地域が目指す方向性を共有し、多様かつ積極的な取り組みができるよう、様々な経路や方法により普及啓発を図ります。

#### (2) 実施状況の確認・評価

本計画を着実に推進していくため、計画策定の中心となった「筑紫野市介護保険運営協議会」において、事業計画期間を通して、各施策の進捗状況（アウトプット）及び成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく施策の改善等につなげていきます。

また、地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営等に関することは、「筑紫野市地域包括支援センター運営等協議会」において評価していきます。

# 第8章 資料編

## 1 サービス別給付費の見込み

(1) 居宅サービス ※給付費は年間累計の金額、回数及び日数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

サービス種別	単位	第9期			(2030年)	(2040年)	(2050年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
訪問介護	給付費(千円)	537,744	561,131	592,570	639,007	809,367	830,691
	回数(回)	16,763	17,475	18,465	19,885	25,208	25,888
	人数(人)	628	653	685	750	943	960
訪問入浴介護	給付費(千円)	13,410	15,244	16,139	16,990	21,475	22,370
	回数(回)	88	100	105	110	140	146
	人数(人)	15	17	18	19	24	25
訪問看護	給付費(千円)	153,201	159,020	167,580	182,448	230,297	235,826
	回数(回)	3,141	3,257	3,435	3,734	4,715	4,832
	人数(人)	302	313	329	360	454	463
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	37,504	38,575	41,896	45,368	56,284	57,308
	回数(回)	1,067	1,096	1,188	1,288	1,598	1,626
	人数(人)	73	75	81	88	109	111
居宅療養管理指導	給付費(千円)	139,453	145,172	153,014	167,271	210,916	215,560
	人数(人)	857	891	939	1,027	1,295	1,323
通所介護	給付費(千円)	1,135,332	1,181,802	1,237,651	1,342,311	1,686,197	1,715,530
	回数(回)	12,485.3	12,966.9	13,558.4	14,748	18,490	18,768
	人数(人)	918	952	993	1,083	1,354	1,371
通所リハビリテーション	給付費(千円)	310,620	322,014	336,692	373,167	466,799	474,473
	回数(回)	2,983	3,086	3,222	3,588	4,477	4,539
	人数(人)	349	361	377	420	524	531
短期入所生活介護	給付費(千円)	130,213	135,473	141,140	154,494	196,255	201,178
	日数(日)	1,293	1,343	1,400	1,534	1,948	1,993
	人数(人)	139	144	150	165	209	213
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	19,658	21,556	21,758	25,368	31,397	31,599
	日数(日)	151	164	166	194	240	241
	人数(人)	18	19	20	23	28	29
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	887	889	889	889	1,777	1,777
	日数(日)	7	7	7	7	14	14
	人数(人)	1	1	1	1	2	2
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	169,775	176,764	185,773	202,522	255,165	261,758
	人数(人)	1,075	1,117	1,170	1,287	1,615	1,648
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	7,706	7,706	8,095	8,570	10,502	10,502
	人数(人)	16	16	17	18	22	22
住宅改修費	給付費(千円)	21,891	24,133	25,257	28,502	35,165	36,167
	人数(人)	20	22	23	26	32	33
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	377,891	390,893	400,936	454,898	577,475	591,057
	人数(人)	153	158	162	184	233	238
居宅サービス合計	給付費(千円)	3,055,285	3,180,372	3,329,390	3,641,805	4,589,071	4,685,796

**(2) 介護予防サービス** ※給付費は年間累計の金額、回数及び日数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

サービス種別	単位	第9期			(2030年)	(2040年)	(2050年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
介護予防 訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	35,778	37,154	38,485	43,222	51,156	51,529
	回数(回)	777	806	835	938	1,110	1,118
	人数(人)	106	110	114	128	151	152
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	13,745	14,504	14,964	16,627	19,673	19,673
	回数(回)	402	424	437	486	575	575
	人数(人)	33	35	36	40	47	47
介護予防居宅療養 管理指導	給付費(千円)	13,954	14,414	14,857	16,768	19,716	19,880
	人数(人)	95	98	101	114	134	135
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	91,257	94,974	97,841	110,042	129,955	130,918
	人数(人)	217	225	232	261	307	308
介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	3,050	3,394	3,394	4,752	6,108	6,108
	日数(日)	41	46	46	64	82	82
	人数(人)	9	10	10	14	18	18
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費(千円)	526	527	527	527	527	527
	日数(日)	4	4	4	4	4	4
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円)	44,426	45,983	47,616	54,207	63,931	64,282
	人数(人)	621	643	666	758	893	897
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	5,060	6,153	6,871	8,307	9,777	9,777
	人数(人)	14	17	19	23	27	27
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	27,413	32,893	38,372	47,510	55,428	55,428
	人数(人)	24	29	34	42	49	49
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	45,812	47,062	48,948	55,105	65,033	64,339
	人数(人)	46	47	49	55	65	64
介護予防サービス合計	給付費(千円)	281,021	297,058	311,875	357,067	421,304	422,461

**(3) 地域密着型サービス** ※給付費は年間累計の金額、回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

サービス種別	単位	第9期			(2030年)	(2040年)	(2050年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	53,327	89,683	94,466	112,108	146,002	165,052
	人数(人)	26	43	46	55	72	81
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	114,572	122,410	129,651	142,039	179,546	180,122
	回数(回)	1,199	1,281	1,354	1,498	1,883	1,887
	人数(人)	146	156	165	183	230	230
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	60,966	61,043	61,043	61,043	61,043	61,043
	回数(回)	450	450	450	450	450	450
	人数(人)	31	31	31	31	31	31
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	122,481	125,920	144,198	168,112	203,545	207,021
	人数(人)	52	54	62	72	88	89
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	546,026	563,080	647,159	711,875	760,020	760,020
	人数(人)	169	174	200	220	235	235
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	61,707	71,063	142,127	142,127
	人数(人)	0	0	25	29	58	58
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	給付費(千円)	159,301	169,612	261,879	255,406	356,482	357,801
	人数(人)	46	49	76	74	103	103
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
<b>地域密着型サービス合計</b>	給付費(千円)	<b>1,056,673</b>	<b>1,131,748</b>	<b>1,400,103</b>	<b>1,521,646</b>	<b>1,848,765</b>	<b>1,873,186</b>

**(4) 地域密着型介護予防サービス** ※給付費は年間累計の金額、回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

サービス種別	単位	第9期			(2030年)	(2040年)	(2050年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,974	4,980	5,578	9,014	9,961	9,961
	人数(人)	6	6	7	11	12	12
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
<b>地域密着型介護予防サービス合計</b>	給付費(千円)	<b>4,974</b>	<b>4,980</b>	<b>5,578</b>	<b>9,014</b>	<b>9,961</b>	<b>9,961</b>



**(5) 施設サービス** ※給付費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数。

サービス種別	単位	第9期			(2030年)	(2040年)	(2050年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	942,272	953,261	963,058	1,101,351	1,395,721	1,440,935
	人数(人)	292	295	298	341	432	446
介護老人保健施設	給付費(千円)	687,081	691,695	695,439	759,821	894,553	956,028
	人数(人)	190	191	192	210	247	264
介護医療院	給付費(千円)	380,523	395,662	410,319	449,804	537,694	583,438
	人数(人)	77	80	83	91	109	118
<b>施設サービス合計</b>	給付費(千円)	<b>2,009,876</b>	<b>2,040,618</b>	<b>2,068,816</b>	<b>2,310,976</b>	<b>2,827,968</b>	<b>2,980,401</b>

**(6) 居宅介護支援・介護予防支援** ※給付費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数。

サービス種別	単位	第9期			(2030年)	(2040年)	(2050年)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
居宅介護支援	給付費(千円)	293,504	305,239	316,106	353,444	443,207	450,258
	人数(人)	1,585	1,644	1,702	1,907	2,386	2,420
介護予防支援	給付費(千円)	44,641	46,294	47,952	54,905	64,516	64,789
	人数(人)	785	813	842	964	1,133	1,138

## (7) 第1号被保険者介護保険料基準額

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
第1号被保険者数(人)	28,294	28,920	29,597	86,811
前期(65～74歳)	13,743	13,277	12,842	39,862
後期(75歳以上)	14,551	15,643	16,755	46,949
所得段階別被保険者数(人)				
第1段階 基準額に対する割合=0.455	3,905	3,991	4,085	11,981
第2段階 基準額に対する割合=0.63	2,264	2,314	2,368	6,946
第3段階 基準額に対する割合=0.69	2,037	2,082	2,131	6,250
第4段階 基準額に対する割合=0.85	3,480	3,557	3,640	10,677
第5段階 基準額に対する割合=1.00	3,989	4,078	4,173	12,240
第6段階 基準額に対する割合=1.15	4,046	4,136	4,232	12,414
第7段階 基準額に対する割合=1.25	4,103	4,193	4,292	12,588
第8段階 基準額に対する割合=1.50	2,009	2,053	2,101	6,163
第9段階 基準額に対する割合=1.60	962	983	1,006	2,951
第10段階 基準額に対する割合=1.85	707	723	740	2,170
第11段階 基準額に対する割合=2.10	255	260	266	781
第12段階 基準額に対する割合=2.20	170	174	178	522
第13段階 基準額に対する割合=2.30	367	376	385	1,128
合計	28,294	28,920	29,597	86,811
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	28,952	29,593	30,286	88,830
標準給付費見込額(円)(A)	7,096,055,819	7,367,994,672	7,854,029,623	22,318,080,114
地域支援事業費見込額(円)(B)	528,992,780	528,774,505	539,880,461	1,597,647,746
介護予防・日常生活支援総合事業費(B')	360,887,578	369,620,918	380,477,515	1,110,986,011
包括的支援事業・任意事業費	168,105,202	159,153,587	159,402,946	486,661,735
第1号被保険者負担相当額(円) (D=(A+B)×23%)	1,753,761,178	1,816,256,911	1,930,599,319	5,500,617,408
調整交付金相当額(E=(A+B')×5.0%)	372,847,170	386,880,780	411,725,357	1,171,453,306
調整交付金見込交付割合 (H=28%-(23%×F×G))	1.41%	1.98%	2.42%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	1.0950	1.0716	1.0535	
所得段階別加入割合補正係数(G)	1.0557	1.0557	1.0557	
調整交付金見込額(円)(I=(A+B')×H)	105,143,000	153,205,000	199,275,000	457,623,000
準備基金の残高(円) (令和5年度末見込額)				609,826,052
準備基金取崩額(円)(J)				305,000,000
保険料収納必要額(円) (K=D+E-I-J)				5,909,447,714
予定保険料収納率(L)		99.00%		
年額保険料(N=K÷L÷C)				67,200円
月額保険料(M=N÷12)				5,600円

## 2 令和6年度介護報酬改定の概要

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- 質の高い公正中立なケアマネジメント
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- 医療と介護の連携の推進
- 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

### (2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- LIFE を活用した質の高い介護

### (3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- 介護職員の処遇改善
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- 効率的なサービス提供の推進

### (4) 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

## (5) その他

---

- 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 基準費用額（居住費）の見直し
- 地域区分に関する措置

### 3 筑紫野市介護保険運営協議会

#### (1) 開催日程

協議会名称	開催日時	議事内容
第1回協議会	令和5年7月13日	<ul style="list-style-type: none"><li>・筑紫野市介護保険事業の報告について</li><li>・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の作成方針について</li></ul>
第2回協議会	令和5年10月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子案の検討</li></ul>
第3回協議会	令和5年12月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案の検討</li></ul>
第4回協議会	令和6年2月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画最終案の検討</li><li>・パブリックコメントの実施結果</li></ul>

## (2) 筑紫野市介護保険運営協議会委員名簿

委員名	機関団体名	役職
牧 聡	筑紫医師会 医療法人牧和会	会長
武田 規子	筑紫地区やさしい福祉 結の会 デイサービスセンター天拝	副会長
百田 和代	筑紫地区やさしい福祉 結の会 特別養護老人ホームちくしの荘	
佐藤 和彦	筑紫地区やさしい福祉 結の会 杉病院居宅介護支援事業所	
小貫 晴美	福岡県司法書士会福岡南支部	
池田 清	筑紫野市コミュニティ運営協議会	
中村 和子	筑紫野市シニアクラブ連合会	
瀧本 千代美	部落解放同盟筑紫地区協議会	
野田 芳江	筑紫野市民生委員児童委員連合会	
古賀 真理子	筑紫野市身体障害者福祉協会	
楠田 弘志	介護保険被保険者（一般公募）	
中村 弘子	介護保険被保険者（一般公募）	
池田 知子	介護保険被保険者（一般公募）	

※敬称略、順不同

筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

---

編集・発行 筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課  
〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎1丁目1-1  
電話 092-923-1111 FAX 092-923-1134

---

---

筑紫野市  
🌸 高齢者福祉計画 🌸  
第9期 介護保険事業計画

---